

木田宏教育資料オーラルヒストリー (2)
岐阜大学教育学部附属カリキュラム開発研究センター記録

教育委員会制度の導入と定着

(平成8年5月21日・22日実施／『木田宏教育資料』第2巻収録)

教育委員会制度の導入と定着

【後藤】 第2回をよろしくお願ひします。

【木田】 前回まとめていただいて、ありがとうございます。今回は、話の中身をまとめておりますので遠慮なくお尋ねをいただきたいと思ひます。「教育委員会制度の導入と定着」というペーパーからお話をしておこうかと思ひます。

戦後アメリカの教育使節団がいろいろな注文を出した中で、一番日本側が対応に困ったのがこの教育委員会制度でございました。それは表向きを言ひますと「教育行政の民主化、地方分権化、教育の自主性を教師自体の、教育の世界自体がもう少し自主的に。」どうもこの言葉は田中耕太郎先生あたりがまとめて作ったような感じもいたしますが、教育使節団の勧告第1回の意見書以来ずっと出てくる言葉でござひます。米国教育使節団の報告で、長いけれども読んでみます。これが図書館に入っているかどうか知りませんが、私の在官中の大体の仕事の中身です。(笑)『戦後教育の展開と課題』

【後藤】 大学にも入れて、ぜひ指定図書に。

【木田】 もう一つその前に、これが役所を辞める直前にまとめて書いたものでして。これは当時若干の関係者が持っていますかね。

(『文教の課題に向けて』)

【木下】 私は持っております。

【木田】 まず教育使節団はこのように言っているわけです。最初に大事なところで、ご留意をいただく意味で読み上げてみます。

米国教育使節団の報告書の教育委員会の関係のところ、「もし学校が強力な民主主義の効果的な道具になるべきものだとすれば、学校は住民と密接な関係を持たなくてはならない。教師、校長、及び学校組織の地方責任者はより上位の学校関係管理によって管理ないし支配されないことが重要である。また、あらゆる段階での学校行政に直接あたる教育者は、彼らが奉仕すべき地区住民に対して責任を負うとみなされることが重要である。我々は各郡市その他都道府県の下部行政区画においては地区住民によって選ばれた一般人による教育機関が設立されるべきであり、この機関は法令に基づいて、その地方の全ての公立初等、中等学校の行政管理にあたるべきである、と勧告する。この機関は専門的な資格を持つ教育者を郡市、または都道府県下部行政区画の教育組織の長として任命することとする。」

「地方学校組織の長たるものの責務として、(今日大体教育長と言われているものですが、)我々は以下の事項を定義する。1、一般人によって構成される教育機関において行政官としての機能を果たすこと。2、法律に従い、地方教育機関によって採択され

た一般政策に基づいてその町の教育計画を管理すること。」少し注釈を加えますと、一般教育機関によって採択された、というのは教育委員会という意味のことですね。「教育委員会によって採択された一般政策に基づいてその町の教育計画を管理すること。」教育長の職務のことです。「彼の監督下の学校に教師が任命される際には、その教師を地方教育機関に推薦すること。4、学校での授業を監督し、教科課程の改善や教材の選定に関して学校長や教師に援助を与えること。その他地域における教育要求の調査、校舎建設にあたり適当な場所を決定したり、その建築状況を監督したりすること。6、子供たちの福祉を増進し、教育計画を改善するために親と教師の団体を助成すること。」

これがまだもやもやとしていますが、どうも教育長のことをまとめて書いて、それを管理する地方行政機関と教育長との仕事を一緒にして書いたような文章になっているわけです。これが教育使節団の時にお下げ渡しになったことですね。ここに書かれておりますことは、実は戦前までやってきたこととかなり大きな違いです。それがどう違うかということは、お手元の資料の中に義務教育学校の運営と管理というところに図表にしておりますので、これでご説明を申し上げます。それで国民学校時代からと、こう言いましたのは、本当は明治からいろいろと言え、またこれは大変なことになるものですから、戦前の国民学校との対比で見ます。

その時は、国民学校時代に学校というのを、どのように政府が考えていたかと申しますと、国民の教育のことは国の教育だと、国の仕事だという前提で物事を全部取り仕切っているわけです。ただ、学校は市町村が作りなさい、それは地方長官が監督をいたしますと、こういう構えでございます。

それから教員の身分は校長、教員、事務職員は国の公務員です。その意味では今では国家公務員という言葉しかございませんけれども、その当時は地方教官という言葉を使っておりました。例えば公立大学の教授の場合は文部教官です。大阪市立大学に、これは大阪市の大学でしたけれども文部教官がいたわけです。学長も文部教官でございました。府県の中学校の校長さんも文部教官です。それから普通の先生は地方教官という区別をしておまして、今日、教諭と言われる人たちは全部地方教官で、それは知事の任命の下で知事の監督を受けるという構造になっていたわけでございます。

ですから学校の建物は市町村の作った、市町村が管理するものですが、それは市町村が国に頼まれて作って管理をしているという仕組み。そこへ国の出先としての教員が配置をされて、何を教えるかは国の仕事としてやります、というのが戦前の流れでございます。ですから、教育活動は国の教育活動であって、市町村でやっているのは市町村の活動というふうには観念していません。ですから国の教育活動ですから文部大臣または地方長官が監督をすることになります。

【藤掛】 地方長官というのは具体的には知事ですか。

【木田】 知事です。

【藤掛】 具体的に。

【木田】 当時は、その知事という言葉は、自治体の長という意味で使って知事です。戦前も都道府県というのは自治体としてあった組織ですから、その長としては都道府県知事と言いますが、国の仕事をしている時の肩書は全部地方長官。2枚看板を持って仕事をしていたのです。

経費の負担はどうなっていたかと言いますと、施設は市町村が負担します。運営費も市町村が負担します。人件費も元々は市

町村が負担していました。国が任命し発令して市町村が人件費を負担していたのですが、昭和16年だったでしょうか全部人件費は県の負担にしました。市町村の代わりに県が持つてくれる。その代わり2分の1を国が持つよと、こういうルールを作ったわけでございます。

それが国の教育だからけしからんというので、冒頭に申し上げましたように、地域の学校のことは地域に責任者がいて地域で全部済ますべきものであって、上からの管理監督というものがあるべきでない、というのが教育使節団の勧告だった。これは扱いに大変困ったのですね。教育基本法とか学校教育法のところまでは、書いてあることが戦前とただ学年の区分けが違うとか何とかという程度で、大したことはないけれども、ここの発想のひっくり返しというのは、これは容易なことではない。だから、これは教育委員会制度というのは、過去の行政を否定して日本の教育を分断化するものである、という受け取り方を、当時の大臣以下政治家関係者はみんなそう思っていたのですね。そして、これは占領当局の日本の分断化政策の先兵になっている向こうの注文だから、そう簡単に受け入れるわけにはいかん、というのがこちら側の姿勢だったわけです。その中で田中耕太郎大臣は、国の制度としてのフランスの学区のようなものを取り入れる、そこが妥協点かなというような感覚でものを言っておられたのですが、何しろ基本的に違ったままで時を経てきたというわけです。

当時の議論の中で、どこまで明治の初めのことが念頭にあったのかどうか知りませんが、おそらく関係者は、そんなことは思いもつかないで折衝しておられたと思うのです。明治の初めに日本が学制を発布して新しい学校制度を作っていく時は、それまで教育のことは藩の仕事であり、私人の仕

事、寺子屋の仕事であるという前提で来たものを、何とか日本全体の教育の体制として整えなければならないことになったものですから、学制発布の明治5年の時以来、教育のシステムは国の働きと考えるとスタートしたのです。そして文部卿がいろいろと指図をしていく運びをとったのですが、明治12年、アメリカのようなやり方がいいじゃないか。これは学校は学校だけで地方で管理させる体制を作って、そして戸長、当時の町村長のことを戸長と言ったのですが、戸長とは別に管理させる方がいいということになって、明治12年の教育令では学務委員というものを市町村ごとに作った。これは戸長とは別に教育のことを担当する行政機関でした。その学務委員は選挙でやれと定められた。アメリカの移し込みをやったわけですね。明治12年の教育令でそのように定めまして、選挙をやったのです。

【藤掛】 被選挙権とか選挙。

【木田】 どういうものでやったかは県令ごとにまかせてあり、私は大津市の選挙の規則というのを見たことがあります。個々の市町村の古い記録が残っていないとわからないですよ。人数その他も適宜やることになった。

ところが町村制度も何もできていない時にその学務委員の選挙をやったものですから、それは大変な騒動になったと察しがつくわけです。戦後でも大変でしたから。そこでこれはいけないというので1年のうちに改められた。

【梶山】 改正されたのは明治13年です。

【木田】 任命制にしたのが明治13年でしたかね。どういう任命制にしたかというのと、府知事県令が任命することにした。市町村住民が定員の2倍ないし3倍の学務委員を府知事県令のところへ推薦する。その中から府知事県令が選んで適任者を学務委員に任命する。こういうことにした経緯があ

る。そして学務委員は、授業料を決めることから学校の教育内容から全部について責任を持って事務を処理したのです。

当時は市町村というまとまった組織の体制がまだ十分にできあがっていないわけですから、学務委員というので急いで学校を作って教育を及ぼしていくという現実の必要があって、選挙までやったけれどもうまくいかないというので、府知事県令が任命をするという制度にいたしました。これが明治 18 年まで続くのです。

明治 18 年に明治政府が市制、町村制を作りました。そして市町村の自治組織というものはっきりさせるということになって、明治 18 年に市制、町村制を作った時に学務委員というのを廃止した。廃止して明治 23 年でしたか、小学校令が制定された時に、市町村ごとに学務委員を置くという学務委員ができたのです。同じ言葉です。それは独立の行政責任者としての学務委員ではなくて、市町村長の補助機関としての学務委員を置くという定めが小学校令に入った。この学務委員は授業料の決定をするとか市町村でカリキュラムを決めるとか、こういう時には学務委員の議を経なければならないことになっていまして、その明治の中頃に作った学務委員と同じように大事な役割を持ったものでした。その学務委員が、実は昭和 22 年、国民学校令を廃止する時まで続いていたのです。

ただ、だんだんその流れの中で日清日露の戦争から始まって大正時代を経て教育の仕事というのは、元々国の責任であるというふうに中央で強く引っ張るようになったものですから、学務委員というものの存在が、当初市町村ごとにいろいろなことを決めろと言ったほど必要でなくなってきた、学務委員が何のために並んでいるのだからよくわからないような状態が、実は戦後まで続いていた。ですから、戦後の教育委員会

という制度は日本の学校制度の中で見ると突如として出てきたというものではなくて、明治の初めに日本が一遍取り込んだ、アメリカの制度が学務委員としてずっと残っていて、それがもう一遍息を吹き返したのだと言えます。私など時々そういう説明をするのです。それにしても、明治 20 年から戦後の昭和 20 年までやってきた中央集権的な体制とは違う。また、教育の考え方も国の教育だという意識を変えようということですから、学校は市町村のもので、市町村の教育であるというようにひっくり返すということです。

【藤掛】 あとの学務委員というのは任期は何年とか。

【木田】 自治体ごとにそれぞれ決まっています。

【藤掛】 給与をもらっていたのですか。

【木田】 それはわかりません。そういう経緯があったわけですから、戦後言われたように、これは全くのアメリカ産であって日本には馴染みのないものだ、というわけではないですね。けれども、およそそういう意識を持っていなかったところへ、もう一遍市町村ごとにやるのですよと言わんばかりのことを言われたものですから、教育刷新委員会を作って対応しました時にもどう受けていいかわからない。第 1 回の教育刷新委員会が建議をしました昭和 21 年の 12 月 27 日には、漠然とその新しい教育理念が教育基本法に書いているようなことであって、教育基本法というものを作る、それから教育委員会という形で何か民主的なことをやらないといけないという漠然としたことを決めただけですが。

それが、いよいよ昭和 23 年の学校制度がスタートしたものですから、昭和 22 年に今度は教育行政に関することというので、昭和 23 年 4 月 26 日の第 17 回建議に教育委員会のこと、教育行政のことを、これはかな

り専門に建議をいたしました。どういう建議をしたかと言いますと、教育委員会は執行権、行政権を持つ行政機関であって、委員は選考委員会の提示した3倍の候補者について住民の選挙をする。いきなり選挙だと言われても困るので、選考委員会を作って教育委員たるべき人を選考して、定員の3倍以上の候補者について住民の選挙をする。それから、市町村ごとにいきなり作ったら大変だから都道府県、市、特別区に教育委員会を置く場合、町村は別途に考えましょうと、こういうことでそこをぼやかしたわけです。その前後のところを森戸辰男先生の『第三の教育改革』で、森戸先生ご自身がその担当大臣として教育委員会法をご提案になったわけですが、その時の苦労話がいろいろと書かれています。これは図書館に入っているかどうか知りませんが、

【梶山】 ぜひ入れないといけませんね。(笑)

【木田】 その選挙ということと、市町村ごとに教育委員会を作ることについて、上から下まで政府側は拒否反応だったわけです。森戸先生は何回もそのことを言いに行ったのです。後で組合のところで話もしますけれども、組合がアメリカ司令部がやれやれと言って組合の後押しをして応援をしたものですから、全く共産党に乗っ取られるような組合活動になっちゃった。そこで23年の2月1日ですか、マッカーサーはストをストップ指令を出しているわけですが、そういう状況も踏まえながら、もしここで選挙ということに、みんながあまり馴染みのない時に選挙をやったら、その選挙の結果は全くあなた方が意図していることと違いますよ、という意味のことを森戸先生は何度かお話に行かれました。

「司令部との交渉」というところでこのようにお書きになっていますが。「私とし

ては教育委員会制度の導入は手続きとしては慎重かつ前進的であり、内容としてはわが国の現状に則するものでなければならぬと考えました。そこで私自ら司令部の民政局次長であったケイジス大佐やC I E民間情報教育局のニューゼント中佐を数回面接して、委員の選挙について次のことを力説いたしました。即ち委員の直接選挙は形式的には民主的に見えても、実際には初期の目的を達し得ないでありましょう。というのはこの制度に関する地域住民の関心は薄く、委員も期待されるような一般人よりもむしろ二流の地方政治家か組合を背景とする教師が選出されることになると予測されるからです。そこで私たち片山内閣としては、まず地方自治団体の首長による任命制度を提案いたしました。もちろん司令部はこれを拒否しました。そこで私たちは第2案として刷新委員会の第2次建議の趣旨に沿い」。第2建議というのはおそらくこの17回のことだと思います。「公正妥当な候補者、推薦母体を設け、定数の3倍の候補者を選び、それについて一般投票を行うことを妥当と考えて再三交渉をいたしました」。これは刷新委員会の17回建議の通りです。「しかし結局だめでした。最後の機会に私はニューゼント中佐に対し日本政府の名においてその承認を強く要請しました。これに対して彼は司令部の命令であるから直接選挙をやれと要求しました。この時私はこう言ったのです。これを実行すれば司令部が労働組合対策を誤って今日苦慮している誤りをもう一度繰り返すことになりましょうと。これに対して中佐は、民主主義は試行錯誤の制度です、間違ったら何度でも改めれば良いのではないかと、言うのです。そこで私は、政治というものは白紙に絵を描くのとは違ってそう簡単に試行錯誤のできるものではありません。功を急いで実情に則しない理想的な制度を創設した後

で、その誤りに気がついてこれを是正しようとするれば、反動だ、逆コースだと言って大騒ぎになることはよくご存じでしょう。とりわけ占領治下における新制度の発足は独立後のことを考えてあくまで慎重であってほしい。と言って別れたのです。」とこう書いておられますが、やっぱり占領下の責任者としての苦衷を率直に述べておられます。

それから、そういうことで司令部が言うような直接選挙で仕方なしに原案を提出しました。教育委員会法案の提出が昭和 23 年 6 月 15 日。この時の政府案は人口 1 万人以上の市町村に教育委員会を置いて、1 万人以下は組合を作って 1 万人以上になったところに置くというような政府案で出したのです。昭和 23 年の 7 月 5 日に修正可決されて、そして昭和 23 年の 7 月 15 日に公布ということになったわけです。どのように修正されたかといいますと、一番形式的に大きいのは 5 大市以外は 2 年間発足をずらせるという修正です。もちろん任意ですから、作りたいところは作ってもいいけれども、全部に強制的に作らせるということではない。その他もう一つ大きな修正点としては、立候補の制限。要するにこういう人でなければならないという立候補で教員が現職のまま立候補をすることはできないような政府案になって出ていた。これが修正されているのです。

「この法案は衆議院で公聴会、参議院では証人喚問によって広く各方面の意見を聴取するとともに熱心な審議を重ねた結果、政府原案に重大修正を加えて 7 月 5 日、最終日の閉会直前に国会を通過いたしました。国会における修正または追加は教育委員会の設置の仕方、国庫補助、国の金の入れ方、現職教員の立候補、委員の報酬、高等学校の移管、教育委員会の協議会、教育長の権限に関するものでした。これを詳述するこ

とはここではできませんが、この修正によって原案では認められなかった現職教員に教育委員会委員の被選挙権が認められるようになりました。当選後は県職員にする。

教育委員会制度の精神は一般人による教育管理であります。ところで教師は教育による専門家であり、利害関係者である上に、教師の大部分を含む教員組合は政治的色彩の強い団体です。従ってかような状況にある教師の立候補を認めることはこれまで強調してきた教育委員会制度の根本精神と矛盾します。この修正の由来は教育委員会法案の通過を急いだ C I E が密かに一部の議員と妥協して文部行政の最高責任者である私を差し置いてかような子供を産み落としたためであります。かえすがえす遺憾なことです」。大臣が知らない間に修正案ができて通ったと、こういうことをここに記録で残しておられるのですね。

それほどこの発足の時に、責任者と司令部の占領下との緊張した関係でこの法案ができています。

そこで、23 年の 10 月 5 日に第 1 回の教育委員の選挙が行われました。その時には法律が修正されて、都道府県と 5 大市には置くがそれ以外のところは置かなくてもよいことになっていたから、その時に置いたのは 60 いくつかの、21 市 16 町 9 村。これがどこか、この教育委員会のでき方が大変面白いので、すみませんがここをコピーをとって見ていただけませんか。

【藤掛】 その当時小学校 6 年生だったのですが。よく覚えていますが、名前は忘れましたが今の公明党の委員長が、愛知県の教育委員長に立候補していたのですね。学校の先生で小学校の時の先生です。

【木田】 この教育委員の選挙は教員の政界進出には非常に役に立ったのです。(笑) この時に大垣が入っていたと思いますけれども。一番たくさんできたのが富山県でし

た。富山県には富山市を始めとして小さい村まで教育委員会ができて、やっぱり一種の県民性だなと不思議に思いましたけどね。

【藤掛】 教員出身者が多かったわけですか。

【木田】 それは結果としては、またその辺のところはこれに全部。岐阜では大垣と多治見ですね。

【木下】 すごいですね。早くから議員になった人も多いと思いますが。

【木田】 そこで教育委員会が発足しまして、私はこの直後に千葉県に出ました。千葉県の教育委員会で、千葉県というところはご覧いただくと千葉市と野田町。この二つに教育委員会ができておりました。発足直後のその状況を、千葉市と野田町とそれ以外の町村との対比において教育委員会というものができたらどうなるかを、ある程度実感しましたから、これが後々の仕事に全部ひびいているのです。そのことはまた申し上げます。

それでこの教育委員というのは任期4年で、それで半数改選、2年ごとに半数を改選すると決まっておりました。都道府県の場合には定員が7名で、市町村の場合には5名。そのうち1名は議会の議員から推薦されてくるルールになっていたのです。ですから県の場合ですと、一人が議会からまわってきてあとは6人が半数ずつ、3人ずつ交代で2年おきに選挙することになっておりました。実は発足の時に国会で市町村に置きたくないという気持ちと、都道府県だけのことであれば知事が教育委員会に変わっただけですから、行政の実態にはほとんど変化がないわけですね。ですから、まずは県のところでスタートしていけばよろしいと。5大市は県と同じように大きいから、事実上県と同じ程度に仕事をしていたから、町村をどうするかという変化がなけ

ればまあまあこれでいい。

都市は最初に修正の時の行きがかり上、昭和25年までということに対してこれをもう一遍延ばしにかかったわけです。占領下だったわけですが、当局側が教育委員会を全部1万ほど市町村がありましたから、そこへ設置するのは大変だと延ばしにかかったのです。やっぱり占領下ですから都市は全然置かないというわけにいかないので、市は25年に作ってもようございませぬ、しかし町村は27年にして、25年に作るのは意欲のある市だけにしましょうと、こういう修正がその25年の段階で行われたのです。全体として教育委員会というのはできたけれど、県の段階で仕事をしている分にはそんなに違いがないものですから、まあまあそこまでは市町村の設置さえ延ばせばいいのだというので、ひきずってきていたわけでございます。

【藤掛】 これを見ますと、愛知県で名古屋市がありませんし、上越で上越市がありません。大阪ですと大阪市も、京都、東京市もないような状態です。

【木田】 5大市は最初から県と5大市と一緒に作ります、こうやった。大きいところ。

【木下】 昭和の25年ということですね。

【木田】 ですから今日、事務局長（近藤）が大垣に行ったことがあるかというから、実はこの時に大垣へ私は行ったことがあります。（笑）あとはどうも縁がないです。

【近藤】 私はまた質問をいたしまして、教育委員会というのは一斉にできたのじゃないですかとお聞きしたのです。（笑）そうじゃないと言われまして、ああ、そうですかと。

【木田】 そこで、どういうことをお話しておくといいでしょうか。文部省の担当のセクションは、どうしたら市町村の教育委員会をある程度生み出すことができるかと

か、生まないですむかとか、そういうことに非常に気苦労をしていたわけです。それで昭和 25 年の時には 15 の市が新たに加わりました。15 と言うと、ここには書いてありませんが、市ですから、大阪の近くで多かったと思いました。堺、岸和田が入っていますね。

【藤掛】 こういうのは県庁所在地が非常に少ないわけですね。県庁所在地が変わったというわけではないですかね。

【木田】 県庁所在地が多かったというわけではありません。このでき方も歴史的な事実としますと大変面白いです。

【藤掛】 和歌山市、神戸市などはないよね。

【近藤】 ここに書いてある 2 行目からのが 15 ではないでしょうか。

【木田】 2 行目。仙台、船橋、野田、八王子、立川、川崎、岐阜、高山、静岡、磐田、吉原、桑名、芦屋、所沢、広島。これが昭和 25 年に発足したグループです。

【藤掛】 神戸市も書かれていないね。

【木田】 神戸市は 5 大市ですから。横浜、名古屋、大阪、京都、神戸。これは最初できちゃった。

【藤掛】 福岡は入っていなかったですね。

【木田】 福岡はありません。福岡はまだ。

少し脱線をするみたいになりますが、私は昭和 24 年から千葉へ出ておりまして、県内一体どうなっているのかと見て回りました。そうしたら千葉市と野田は、意識的に地域の人が教育委員会で教育を大事にしようという気持ちがなければ作らないわけでしょうから、行ってみるとなかなかしっかりした教育長さんがおられる。それは地域で筆頭的な顔役の教育者が教育長に座っておられて、信任を得た人がいる。それから教育委員の人たちも熱心ですし、その下に事務組織がかなりありますね。ところが教育委員会のない町村へ行きますと、教育事

務は誰がやっていたかというの昔の流れ、その表でご覧になるとわかるのですが、学校を作って就学事務だけをやっていただけです。ですから市の教育課長さんに会わせてくれて飛び込んでいきましたも戸籍教育課長。およそ教育というのじゃないですよ。要するに児童生徒の在籍の管理だけです。それはもう当然ですね。あとはみんな教育は国の仕事であって月給を自分が出しているわけじゃない。県が出してくれている。それから任命は全部地方長官の方でやってくれているから市町村は関係ない。建物を一遍作ってしまっ、そして必要な学校経費を経常的に年々運営費として納めておけば自分の責任は一切ないわけです。それで、これはえらく違うなと感じたのが一つですね。

それからもう一つ、私が県で仕事をしていまして、あるところとないところと見ていきますと、それじゃあないところというのは、学校というものをどのように見ているかと言いますと、実は学校というのは案外その地域の住民のやかましい問題になって、知事や何かが紛争で困るのは学校です。なにで困るかといったら、学校の場所です。どこへ学校を作るかというのが、それはもう地域にとってみると大問題で。千葉でもそのために知事が辞めなきゃならないところまで追い込まれた、いやな事例まである。そうすると、権限上は何も市町村にないけれども、実感としますと学校というのはかなり地域の人たちが出入りして、おらが村の学校だと、おらが地区の学校だという意識が非常に強いですね。これを私は、もう少し確かに制度の中に入れていかなければいけないと考えました。

そして教科書から出たのですから、役所へ帰ってもまた同じ地方課ですが、今度は地方課へ帰って県で教育委員会のことを多少知っているから、お前は教育委員会のこ

とをやれと担当を命ぜられたわけです。そこで座って見ていますと、一緒に教育委員会を作った人がやって来るわけ。そしてどうしたらいいかという話を持って来るのです。ちょうど新制の発足、中学校の発足、町の子供たちをどういうふうにしてやるかというような話です。私が非常に印象深く残っていますのは、これは県というよりも文部省へ帰ってからですが、野田の教育委員がやって来まして、千葉にもいた関係もあって親しみを持ってやって来たと思うのですが。その頃町村合併ということが始まりかけていました。そうすると、その教育委員が私のところへ来て、今度野田町と言っていたのが大きく市になります。周辺を含めて一緒に市になってはみたけれども、昔からあった町立の野田の小学校、中学校というのは県下で一番いいくらいの大きい学校だと。周辺の学校とえらく教育水準が違う。どうしたらこの周辺の学校の教育水準を良くすることができるかという相談に来るわけ。町村で中学を作る、地方の小さいところへ町村長は面倒だからもう学区ごとに3学級の中学校をいっぱい作ってくれたりするわけです。教育のことなど考えずに建物を作れと言われていたから、まあ町村長は必死になって学校の校舎を作るけれども、そこで何が行われるかという意識は、町村長の方にはあまりないですね。ところが野田市の教育委員がそんなことを言う。

もう一つ私も印象深くて忘れられないのは、岸和田の教育委員。これはやっぱり発足当初から岸和田というはできておりますが、その岸和田の教育委員が、戦災でみんな焼けている、しかし教材になるものというと市民公園の植物だと。そこで、あの植物園を何とかしたい、個々の学校ごとに教材を作るのはとても力が及ばないけれども、あの市民公園に植物園の立派なものを

作って、そして理科の教材を市内の学校のために整備してやりたいがどうすればいいかと、こういう相談に見えたのです。僕はこれは本当に感激しました。県にいても、誰一人そんなことを県の課長のところに言ってくるのはいないですよ。教育をこうしたいと言ってくるのはいないけど、ははあ、さすがに熱心だから作ったというのは当然であるけれども、その自分たちの町の子供たちの教育のことをこれだけ心配してくれる。それが市民の代表であることが大変重要だなと、私自身これはいい勉強をさせてもらったのです。

そうは言っても市町村の教育委員会というのはじゃまっけであるという(笑)もう一般的な認識ですから、その25年の暮れに帰ってきたのですが、いかにして作らないようにするかということがずっと起こるわけです。それで自治省の方でやっている地方行政調査委員会、行政事務再配分に関する第1次勧告が昭和25年12月25日に出ておりますが、さすがに占領中だったなと思っておりました。教育委員会というのは市は全部置くけれども町村は任意にします。とこう言っておいて、そして独立に近づいてきた第2次勧告では選挙はやめましょうというのを付け加えたりするのですね。それから文部省の方も捨てておけないものですから、教育委員会制度協議会というのをちょうどこの発足の頃から私は担当させられましたが、12月8日からいろいろ議論をし、26年の10月31日に答申をもらいました。それで都道府県5大市以外の市町村は作りたところだけおやりなさい。委員の選任方法は、そこに入っている委員の人たちは選挙で出てきている人たちですから選挙が悪いとは絶対に言いませんので、どっちにしていいかというような議論をした結果、甲論乙駁のまま長い答申を書いております。それは逐条解説の中にこういう答申が

出たという経緯はみんな出ております。

【藤掛】 先生、今度の教育長というのは選挙で選ばれた教育委員の中から決めたのですか。

【木田】 それは違います。ちょっと教育長のことが抜けておりますから、後で補わないといけない。教育長というのは教育委員とは別個に教育の専門的な役人として教育長がある。これは免許制度で、教育長免許状を持っていないといけない。

【藤掛】 教育長免許状というのですか。

【木田】 あるわけです。それで教育長免許状というのは最初にはありませんから、大慌てで臨時の行政講習をやったのです。アイフェル。指導者の養成講習です。教育長の講習を2箇所ぐらいで4週間かな、8週間かな、東京でもやりましたけれども関西でもやったのではないかと思う。向こうも指導者が付きました。

ところがこれがまた困るのですよ。県の段階だったらとりあえず講習を受けてもいいのですが、その免許資格というのがどういう資格かと言いますと、校長の1級免許状を持っていて、その上に一つの行政経験というふうに書いてあるわけです。ですから、大慌てで教育長講習、アイフェルというのをやらせてもらったのです。

【藤掛】 富山県は大変だったわけですね。富山県は教育長がたくさんで。

【木田】 そうです、大変でした。それをみんなアイフェルへ連れて行くのです。その講習を受けたらみんな基礎資格なくでもらったわけです。

【藤掛】 ある意味では教育長になる人がいないから教育委員会を作らなかったということもあるわけですか。

【木田】 あります。それはあります。

それで、ここに教育委員会制度協議会の結論というのが、たくさんあるのです。そして何とも決めきれませんというケースが

結構あって、困ったこともあるのですが。

(笑) そこでどうなったかと申しますと、その27年にどうしても選挙をやった全部の1万の市町村に教育委員会を置くことになっているものですから、何とかして議論を求めてやらないと。外回りの地方行政調査委員会だとか政令改正諮問委員会とかというのは、さっさとここにありますように人口15万以上の市にして後はやめにしようと、任命委員は3人でいいじゃないか。こういうことをいろいろと言ってくれているわけですね。

そのうちに昭和27年の4月28日が、ここが発効日でございますして、司令部の重しが一応取れます。それで教育委員会制度は、司令部の意向を気にしないで、日本だけで何とかしないとならないというので、とりあえず1年間また延期してもらおう、27年10月5日選挙というのを28年10月5日の選挙に延ばしてもらおうという教育委員会法等改正案を国会に出しました。参議院は賛成ということで、それで上がってきたのですね。参議院の文教委員会は賛成というので、5月7日にすっと議決して衆議院に回ってきたのですが。衆議院の委員会ではなかなか議論がありまして簡単にいかないのですよ。特にまだこの頃は自由党、改進黨、みんな党派が分かれておりまして、自由党が一番組合とけんかしていたという感じがすかね。私のイメージにあるのは、坂田さんとか原田さんとかという方が唱えました。私の千葉の関係では竹尾という古株の人がいました。大体教育委員というのはみんな選挙の結果、教員のなり上がりが上がっているのじゃないかと、組合の幹部じゃないか、それだと教育委員会制度の趣旨というのは全く無視された状況です。しかも悪いことに選挙を都道府県5大市からやったのです。そうすると、それは教育委員会と言う地域の住民というものじゃないですよ。

初めから、そこで選挙をやっているものだから、それは選挙のプロが上がってくるというのは当たり前の話で。そこで、天野大臣でしたけれども、衆議院の文教委員会で否決をされたのです。大体こういう延期案法案を政府がおめおめとまだこの期に及んで出してくるといのは何事だと、決着をつけて持ってこいというので否決されました。それで今度は文教委員会で否決されたまま国会で放ったらかしになった。ですから、法案が上げも下げもならないのです。

そこで、そのうちに春の国会が終わって、そして参議院選挙の後で27年8月26日に召集された臨時会にまた1年延期するという法案を出して、今度はご機嫌をとるために衆議院から先に持っていった。参議院の方は組合の委員が多いですから、それはもうみんなわっと賛成、賛成で前回通っていった。衆議院の方はそうはいかないものだから、選挙区ごとに細かい区割りの先生が多いから地域でどうなっているか、みんなよく知っているわけですよ。それにできた市町村の、特に市ですが、堺市の教育委員というのは大活躍をしました。自民党に座り込んで、絶対にこれを作らなきゃいかん。わしらのところを見てみると。組合問題にしてしまったわけですね。(笑)そこで大きい都市の教育委員の人たちというのは、わしのところはもう組合の委員じゃなくてこんなに立派なんだ。というのは、小さいところでも、都市だって組合の役員がそう出てくるわけじゃない。しかし、県や5大市だから他の人は出ないで組合が出る。そこで県と5大市だけいているというからよけい目にたつわけですね。そこで政治問題になりまして、自民党がけしからんと。

そのことについて、この森戸先生は大体教育委員の法案を、発足の時もそうだったけれども、こういう書き方をしているのですね。「私自身は最初の法案の作成当時、委

員会を都道府県と大都市に限定することが妥当と考えました。その後の政府も与党も全面設置を躊躇し、法律の施行を延期してきたのです。それが偶然の事情で全面設置に変わったのです。誠におかしい変化です。そしてこの変化の背景には日教組勢力の進出に対する保守政党の政治的配慮が誘因になったのではないかと推測されます」。

これはその通りだと私は実感を持って言えます。それはもう森戸先生は離れておられるからこういう書き方をしていますが。

「即ち久しく全面設置を躊躇した保守党がこれに賛成するようになった反面、これまで全面設置を要求してきた革新政党が急に反対に回った事実は、上記の推測を裏書きするように思われます。これはともあれ私自身は今日でも小さな町村にまで無理に教育委員会を設置することは賛成できません」。

これは45年ぐらいにお書きになったものですが、そう回想していらっしゃる。

ですから当時大変政治的な絡まりがあって、全面設置が政府の意図に反してできる形になった。それはどうしてかと言いますと、成立しないままで参議院選挙後の臨時国会に8月26日でしたが、もう一遍政府としては1年延期させてくれという法案を出して、参議院から先にやったのがまずかったな、衆議院の先生のところへ先に持って行って機嫌をとっておかなきゃいかんな、提案した途端に抜き打ち解散になった。抜き打ち解散になりまして、本当にこれは何の用意もないところですから。動きのつかない状態になったものだから法制局へ行って、高槻さんがまだ第1部長か何かしていらっしゃる。これ、何とか参議院の緊急立法で切り抜けられないかという相談に行ったのです。そうしたら、君がいかんと言っても通常国会の時に衆議院の文教委員会で否決しているやつを、解散になって衆

議院がないからって参議院に持って行って緊急集会で。(笑)

ですから全く用意がないのにもう8月末もうどうしようもなくなって、法律の通りに1万の市町村に教育委員会を作りますというふうになった。大騒動ですよ。一生懸命になって、今まで作らなくてもいいって言ってきた人に、ぜひ作ってくれと説得をして回ったのです。けれど結局何も教育委員を出さない市町村が4,50出てきましたよ。それから選挙までいかないところも出てきましたが。それでも法律というのはいさごいな、やっぱり、書いてある通りやらならんなど言うのでやってくれた。私は本当にその時ぐらい法律の威力というのを感じたことはありません。あんなもの、占領政策の落とし子で占領軍が勝手に、その機嫌も気にしながら作った法律です。

【藤掛】 その教育長講習は大変だったわけですね。

【木田】 そこで困っちゃった。今度は講習も何も、そんなものないでしょう。

【木下】 1万ですから。

【木田】 1万ですから。そこで急いで、助役が兼ねる場合には、兼職を認めるとやったわけです。それは一つには、教育長の位置づけを高めないといけない。普通の課長でなく助役が兼ねる場合には、教育長の有資格がなくても教育長のポストを兼ねていいというふうにした。それでないと、1万の市町村に教育長と言われてもそれはとてもできない。

その免許制度のことが出たついでに、免許のことを言うておきます。実は次に関わりますが、そこで助役に兼ねさせておいて、免許法を次の機会に改正して、教育長の免許制度を外したのです。しかし教育長というのは、やっぱりしっかりした人になってもらわなくては本当は困りますね。ただ、発足の経緯がそういうことだったものです

から、今でも教育長は助役や出納長のような人が軽い意味で、何て言うのかな、退職後にやるところもあるのです。今は教育長というものにそれなりの人が入ってくるようになっていきますけれどもね。我々は制度上、教育長さんは免許資格があったために困った。そのことは後で申し上げます。

全部の1万の市町村にできた結果、どうなったかと言いますと、さっきの冒頭にお話しした表で申し上げたように、教育委員会ができて学校の設置者は市町村だということになる。そうすると教員も市町村の教員である。地方自治の原則からするとそのようになる。教員の任命と監督は市町村である。ただし、教育活動はもちろん市町村の活動であって国の活動ではない。ですから教育知事とか教育市長とかいうような言葉で教育委員会を呼んでいましたけれど、何でもできますよという言い方に今度はなったわけですね。

教育の経費はどうしたかと言うと、施設は市町村がもって国が補助します。運営費も市町村がもちます。これはまあこれでいいですね。ところが人件費は県がもっているわけです。ところが県がもっているけれども、市町村が任命して県が払うことになるわけです。市町村は勝手に自分でかわいいのにどんどんと昇給をさせたり、それは横を見ながら一斉にバランスをとってやってくれる市町村だけならいいけれども、教育市長だって力みこんだわけですから、じゃあおれがこうと思う人間を校長にして月給も上げてやろうというのが出てくるわけです。ブレーキのかけようがないわけです。こんなばかな制度があるかと、知事が怒りました。

前から心配していたとおり、一番大きな問題として起こってきたのが、その経費の問題です。特に教員の給与費をおれの懐に持っているのに、おれの相談なくして市町

村が勝手に辞令を出して月給払えとは何事だ。これは文句の言いようがないです。

もう一つ知事や市町村長が怒ったのは、これは教育委員の選挙に出て、次に知事・市町村長の選挙に出てくる。教育委員の選挙が、一般選挙の稽古場になっているわけです。そんなけしからん選挙をいつまでやるのだ、というので騒ぎになりましたね。教育委員の方は、文部省の中教審も選挙はだめですという建前は到底言えないです。しかし、現実には知事や市町村長の政敵がここへ出てくる。そしておれは何でもできるという意識でやっているものだから、何の相談もなしに勝手にいろいろなことをしては、つけだけこっちに持ってくるという、こういう教育委員になってしまった。ですから、実際これは四面楚歌ですよ。

私自身は先程申し上げましたように、いや、県がやっている時の市町村というのは教育の無責任体制である。だから教育委員会があって自分の地域の教育というのは自分たちで考えるという姿勢は、4年間やってもうやめだと言うようにやらない方がいい。これは本当に私自身は強く思ったのですが。そこにも書きましたように、あらゆる政府の審議会は教育委員会廃止です。せめて任命かです。

【藤掛】 この頃というのは教員の辞令は誰が渡しているのですか。

【木田】 教員の辞令は市町村で渡しているわけです。

【藤掛】 市町村長がですか。

【木田】 市町村の教育委員会の教育長が渡しているのです。

【藤掛】 現在もそうですか。

【木田】 今は。

【藤掛】 違いますね。

【木田】 県の教育委員会の辞令になっています。

【藤掛】 身分は変わらないわけですね。

【木田】 身分は変わりません。

【藤掛】 これ、今は例えば市町村の職員だからといって町長や教育長が渡したら違法になるわけですか。

【木田】 そういうところがあるかどうかは知りませんが、言い方とすればその代理をしているという言い方でしょうね。辞令の文面を市町村長や知事の名前で書くわけにはいかない。

【藤掛】 辞令の文面は誰が授与者になるのですか。教育委員会ですか。

【木田】 県の教育長か教育委員会の名前の辞令になっているはずですよ。もっともそれが抜けているのは5大市で、指定都市は別だとなっているものですから。本当は指定都市みたいに、馬力のあるところが自分で辞令を出せるのだったら、もっと県内の市町村ぐらひは、県が頭をなでていけば言うことをきくのではないかと思うのですけれども。やっぱりたくさん市町村になりますと、県の中でも岐阜県などは知事と教育委員会と最もけんかした方です。そういう意味で非常に印象に残っていますね。岐阜県の教育委員と知事とは猛烈に仲が悪かった。同じ釜の飯を食っているのが仲悪いのじゃ仕事にならない。

これは私の漠然とした印象ですが、その当時の県の中でなぜそうなっているかと言うと、教育委員会法の時の教育委員会は知事や市町村長が自分の欲しい予算をつけてくれなかったわけです。自分がこれだけ欲しいことを県会へ持って行っていいとなっている。それから予算を教育委員会が作っていた。それで県会へ持って行って、わしは知事がこんな下手な査定したけれどもこれは気に入らんと、わしはここだ、という議案を持ち出せたのですね。岐阜はそれをやったはずですよ。それでもう実に具合が悪いですね。それはそんなことを言ったって、やっぱり知事が強いのはわかりきっている

のでね、金を全体持っているのですから。担当でありますと、けんかばかり聞こえてくるわけですよ。そうして、知事会や市長会、町村会、みんなああいうものはだめだ、つぶせ、つぶせ、という声が昭和 28 年、29 年、30 年と続くわけです。私はまさにその担当課長になって、何とか処理をしなければならぬ。

その時に役所や当局側がいかにも上手に立ち回るかということの例だけ申しますと、そこに書いていないけれど、昭和 29 年という年は大達さんが大臣をやっていました。これは教育二法という組合との対決法案で、旭丘事件と、組合のところでお話をしますが、山口日記とかのいろいろなことがあって騒ぎになったものですから、教員は選挙運動をやってはいけないという選挙運動禁止の法律案を国会に 29 年に出したのです。その時に教育委員の選挙は、2 年ごとの半数交替という制度も一緒にやめてしまったのです。27 年に選挙をしたから 29 年に選挙をするわけですが、29 年の半数交替は延ばして 31 年にする。理屈は地方財政が逼迫しているし、教育委員のこういう選挙のために何十億という金を使うのはいかん、もっと経費の節減を図るということです。本当は教育委員会というものを延ばしたい、選挙はやりたくない、という気持ちがそこにあったのです。31 年にしておいて、今中途半端に改正してしまうことはなく、そこで一気に勝負をかけろと。もう一つは半数ごとにやるからよけい教員代表が多くなるわけです。これも具合が悪いです。そこで昭和 29 年は大達さんの二法の時に、自治省の所管の選挙法の改正を向こうと一緒にやったのです。ですから 29 年の選挙はやらないで、29 年に任期の来る人の任期を 2 年ほど延ばした。

それで 31 年にどうにもこれでぎりぎりというところで私は担当課長になったもの

ですから。そこで、ここに書きましたように、いろいろな意見は全部市町村の委員会には要らんという主義ですけれども、私自身は自分の経験と、それからせつかく学校というのはやっぱり市町村が支えてきているのだから、それを何とか地域の人たちの学校としてものが言えるようにしないと、これが県が任命して県が指示をするという学校にしたのでは地方自治にはならないと。民主主義だと言うのだったら市町村は市町村でいいではないか、ということを決めこんだものです。それはある意味で役所の担当課長というのが腹を決めますと強いです。誰が何と言っても、そうだったらおれは改正しない。それで私自身が地方教育行政の組織運営に関する法律という法律を作ると。一番具合の悪いのは人事権のところだ。それからもう一つ具合の悪いのは選挙のこれはやっぱり具合が悪い。選挙をやるために学校が選挙で煽られる。それから出てくる人は選挙の好きな人だけです。教育という問題を考えない。この二つはどうしても変えないといけない。

それからもう一つは、地方自治法も今その時に一緒に変わったけれども、地方自治ということをして司令部が非常に強く言ったものですから、地方自治法の上では県も市町村も同格にしてしまったのです。これはやっぱり具合悪いと。行政の責任があって自主的にやるというのだから、一切我関せずと言われたのでは具合が悪い。だから国家的な仕事を一緒にやるのだから仲良くやりましょうよと。(だからその間の、言葉で言いますと指導・助言という言い方で指揮・監督じゃない。) 指導・助言という言い方でみんなが協調しながら県内のことは県の指導・助言でやってくれと。全体のことは国の指導・助言である水準は考えてくれ。この 3 本ですね。

もう一つ言えば、政治的な中立というこ

とをどうしても考えないと、今のように政治絡みでいろいろあっちこちに振られたのではかなわない。アメリカで見て回りました私の経験から言うと、ちょうどこの教育二法をやっております昭和 28 年の暮れから半年近くアメリカを見せてもらい、留守をしておりました。そうすると、アメリカは州の大きいところは任命制が多いのです。州だとか大都市は、大変リーズナブルです。小さいところは目の前でみんなわかっているわけですから、選挙をやったって立候補と投票、無投票、大して違いがないのです。選挙で住民の判断でうまくいきますね。ところが日本はそれを逆にやったものですからいけない。これは、選挙制度にするかどうかは、どっちか選択させてもいいぐらいのことを考えたのですが、市町村の小さいところであれば選挙でうまくいくと思います。それでも今の市町村議員の選挙みたいに汚職が起こったり何かしますけれども。

まあ教育委員も大きい州は、例えば州によってみんな違いますが、教育委員が 15 人いる州で、任期 15 年、1 年に一人ずつ替わるという州がありました。なるほど、これは教育というのはやっぱり安定するには、知事は 4 年ですから、知事はそのうちの 1 期分しか替えられないです。なるほど、これは方法だな。かといって、日本では任期 4 年以上長いのはないですね。知事さんも 4 年だし。あと他に長いのってないです。フランスの大統領は 7 年だというのはありますけど。私は任期 5 年で 1 年に一人ずつというのがいいなと思ったのですけれども。どうも任期 5 年というポストがないのです。仕方なしに任期は 4 年にして 1 年に一人ずつ替えて、知事や市町村長が前任者のやって気に食わないから全員替えるなどということのないようにして、安定勢力にしようというのが今の制度を作ったのです。

それからもう一つは、やっぱり確かに県が給料を払っているのに、市町村が勝手に発令してしまうというのが具合が悪い。だから最後の締めは市町村でなくて県に持ち上げる必要がある。しかし県が勝手に人事をやるということが具合の悪いのも、私が県で課長をやって体験したのです。それはどういうことであったかと申しますと、これは岐阜でもどこでも同じだと思いますが、県は県下郡市単位に割っていますね。戦前からそうですけれども郡視学というのがあって、群内の学校の人事は大体郡視学が決めて持ち寄ってくるわけです。私なども県へ出まして聞いていると、若干の相談はしますけれども、千葉市と野田町は自分で勝手にやっているわけです。教育長さんが教育会で目星のいいのをぱっと引っぱってきてそれはそれでいいのです。あとは郡市ごとの前で言えば出張所長会議をやって、どうやるかという、どこも似たようなのかもしれないけれども、大きいポストが空くと順に詰め合わせをする。大きいポストというのは新米課長ですとか、退職の依頼は課長が言ってくれるのですよというわけですね。郡市の筆頭校長などのところへ辞めてくださいと言うのは私が行くわけです。そうすると、どうあとを詰めるかと言うと、郡視学が相談して卒業年次とか学校の大きさだとかいろいろなことを考えながら、順番に詰め合わせる人事をする。私などはぼっと行くわけですから何もわかりません。教育委員の連中は、組合から来ているからみんなわかる。

そこでぱっと蓋を開けた翌日に津田沼の町長、白鳥義三郎という人が、これは後に全国の町村会長になった人ですけど、私の前へすっ飛んできて、課長、お前はなぜおれのところの津田沼一中の校長を替えたか。そんなこと私に言われたって知りません。順に詰め合わせをして年次順にみんなやっ

ているから。所長がみんな合意でそうならええなと思って安心していたところへ飛び込んでこられてそう言うわけです。その校長は1年で替わっているわけですよ。津田沼一中というのはかなり大きい学校でしたが、それはもう一つ大きいのがある。あの人物は卒業年次からいって、ここへ行かないと郡内の収まりが悪いと、こうなるわけですよ。そこで当時は、その人事というのは教育委員会が独断専行ですから、市の場合には市に聞くことはあったけれど、津田沼は町ですし町村の人事は全部県が取り仕切っている。だから町長などに一々お伺いをたてることはないわけです。

しかしこれはこっぴどくやられました。新制中学が25年の春の人事だな。発足をして津田沼の町長がこの中学で夢を持っていい校長だったわけですね。一緒に学校の経営についてある計画を持っていたわけです。課長、お前はおれがこの一中についてどういう期待をかけているか知っているか、と言うのです。何も知りませんから。なぜ何の断りもなしに動かした、というわけですよ。これはもう返す言葉もない。平謝りに謝りまして、といて片一方が組合から出た委員というのは、人事をよく知っているのがいて決めているわけでしょう。謝って、それは一つ勘弁してくれと言って冷や汗をかいたのです。

私はそれを見ていて、これはいかんと。県が人事を勝手にやるというのはいけないものだ。やっぱり市町村の学校だったら、市町村で今何をここでやっているかを考えながら人事をやらないと。ただ所長が集まって卒業年次と本人の力量をこっちで判断して、相手に何も言わないで移動しているという、こういうことはいけないと思ったものですから、市町村の教育委員会の内申を待って人事はやるべきものということをして1本書いたのです。これが県の方に評判が

悪くてね。(笑)市町村は今度はまた嫌だと思ったら内申を出さん。内申を出さないと困る事件が懲戒問題ですよ。県の方では県会で特にそれが問題になったのはスト、一斉にストをやっているこっちの教育委員会はこれはけしからんと、こうやって県の方へ突き上げる。こっちの方はおれは知らない。実際に県が発令しなくてはならないのに、どうにもならないのですよ。それで内申を待ってというのはいけからんという話はだいぶ聞かされました。

けれども、やっぱりそうは言いながら、自治ということを考えるなら、みんな機械的に県で一斉にとというのがいかない。私は県で課長をしながら感じていたことは何かと言いますと、今の順にお詰め合わせを願うという人事が一つと、それから県で何かをする時に特定の町や特定の学校をかわいがれないです。昇給というの一斉に例えば500円上げる。500円の昇給が県全体でどれだけになるかというのを、一生懸命計算しているわけでしょう。それで予算がどれだけ要するというようなことを言って。だから褒めてやるのも具合が悪いし、県では結局平均のことをやっている以外に全体を面白い、あそこの学校はコンピューターで面白いことをやっているから何かやれよ、というのは県では言えないのです。最近ようやく少しずつそういうことも言ってくれていると思いますけど、県で少なくとも人事や給料をやっているところはみんな一斉主義です。

私は、県下一斉にある目標に向かって追っかけている時はいいけれども、これから先は走るところで勝手に走れ、というように教育は持っていけないとどうにもならない。だから大きなところで考えれば考えるほど一斉主義で棒をはめる。これは国の場合もそうですけど、大学だって岐阜大学まで予算が来るのは容易じゃないですよ。

(笑)けれども、一つで解決できるように舵を取らないと、学校の運営というのはうまくいかない。というので私は今限り自説に固執をしまして、役所の中で誰が何と言おうと、他の役所が何と言おうと、絶対に市町村の教育委員会は置こうというのでがんばったのです。

けしからんのですけど、私はそれでどうしてもこの制度改正に予算が要るのだといって説明して大蔵に言っても、主計官はこんなつぶすものに予算なんか要らんとゼロ査定です。最後までそんなものに予算をつけられるか。(笑)その相手は後に国会議員に出ましたが、「それは絶対にだめだよ、君、そんなみんなが、各省がみんなやめろと言っているじゃないか。やめればいいんで、そんなものに予算は要らん。」というのです。私はそれで突っ張りまして、これがこの中にも書いておきましたけれど、今ある現在の法律のようなものを作った。

それはちょうど昭和30年に保革2大政党への方向で、革新は民主党と社会党とが一緒になり、自民党の方も自由党と民主党が一緒になり、大きな2大政党対立となったところです。この法案を新しい自由民主党で通してもらおうと、そこへ持っていったわけですね。そうしたら民主党の方は初めから市町村の教育委員会をつぶせと言う。自由党の方は市町村がしっかりしないから日教組そういうものが一緒になっているわけでしょう。それでわあわあわあわあ言っ、なかなか1本になってくれないわけです。

そのうちに岸信介さんが政調会長をやっ、ていまして、「お前、市町村の教育委員会ってこんなに評判が悪いのを、なぜまた残すのだと言ってお前はその法案を持ってくる。この教育委員会をつぶさんか。」「いや、教育委員会をつぶして教育長だけというわけにいきません。教育委員会というのは戦後

の民主化という点で民意を教育に反映するというために絶対に要ります。」って粘ったわけです。そうしたら、「それなら教育長もやめたらどうだ」と言うのですよ。だからそんなことを言われたって、「教育委員というのは非常勤の職員、教育長というのが常勤の親玉ですから、執行の責任者がいない教育委員会なんていうのは具合が悪いです。」と反論しました。岸さんが、「いくらお前がそんな理屈を言ったって、大体、一緒になった党の中でこんなに評判の悪いものを残せと言う。どっちかわしの言う通りにつぶしてこい」とこう言われたのですね。どっちかつぶしてこいと言われて困ってしまい、今の委員の中から教育長という制度の実現になったのです。役人が普通に考えたら絶対にできっこないです、ああいう案は。窮余の策で岸さんのところへもう一遍翌日行って、「あれだけ会長が熱心にどっちかつぶせと言われるから一緒にして一つにしましたから。(笑)これで一つ何とか了承してくれ。」と言ったら分かったと言われた。それが今の制度です。

やってみると、それは委員を先に選んでおいて後から教育長というのは理屈にはならないです。(笑)けれども、結果的には私はそのことは良かったなと思うのです。というのは、教育委員が市町村役場の課長と同じでは具合が悪いのです。教育委員は議会の選任ですから、これは特別職になる。そうすると教育長も市町村役場の平職員ではなくて特別職になる。その中から教育長ということになりますから、格を上げるのにうまくいきました。

そもそも、その教育委員会をどうしても残しておきたいのは、校長の行き場所が欲しかったのです。それは私も若造の至りで乱暴なことをしましたけれども、昭和24、5年の頃県にいて課長ですから順番に郡の筆頭責任者に辞めてもらうわけです。そうす

ると、まだまだ定年とか何とかというのが何もはっきりしていないときのことです。高等学校長を二人でしたけど、私は 50 才前の校長を辞めてもらったことがある。これは校長さんに後で聞いてみますと、その頃生活状態も悪かったし、校長を辞めて何をやっているかと言うと教材屋の販売員ですよ。これではいけないと思ったのです。それが千葉市や野田町やそれから関西や何かでできている教育委員に行ってみると、ちゃんと教育者の行き場所として教育長という立派なポストがある。教育委員だって悪いポストじゃない。そういうふうにして教育界のあとを広げないといけない。

市町村役場に学校の先生がもう少し入ってくれる方がいいのです。というのは私自身の感じからしますと、児童福祉とか青少年問題をやっているところに、学校の先生が市町村役場に入って仕事をしてくれると、もっと学校の先生は良くなるのですよ。だから何とか学校の先生の行き場を広げたいと思いました。それが市町村の教育委員会にこだわった所以でもあるし、教育長にこだわった所以でもあるのです。ここにいい人を置けるようなシステムにしておきたい。そういうことが現在のこの状況になっているわけですね。

【後藤】 先生、各市町村でそれはうまくスムーズにいったのですか。

【木田】 しょうがないですよ。まだうまくいっていませんが、それは無理やりに選挙の委員会ができていくわけですから。それを少し具合の悪いところを直すという。市町村長が信頼できる教育委員を選ぶ、教育長を選ぶ、というふうになっていますから。それはもう最大のところはクリアした。ただ、今度は何をやったらいいかという自覚が教育委員の方にない。

【近藤】 難しいでしょうね。

【木田】 教育委員が、教育委員というの

は何をやる場所ですかというのを知らないですよ。

【梶山】 先生、その白鳥義三郎町長はどういうところで矛を納めて下さいましたか。

【木田】 それは、私は後で白鳥さんに大変世話になったのですが。それは当時のシステムがそうになっていたから仕方がないと思われたのでしょうか。元へ戻すといったってその人だけを元へ戻すわけにはいきませんからね。在校長ですから、それは全体えらいことになってしまうのです。

【梶山】 その後で先生がお書きになっているところによりますと、その白鳥さんが全国の市町村会長で全面的にバックアップをされたということですが、その人事異動に怒ってきた白鳥町長に対して先生の対応がその実、大変良かったということでしょうか。

【木田】 まあそうかもしれませんね。一生懸命になって謝ったのですから。(笑)

【木下】 アメリカで 15 年も教育委員をやっているというのは、どういう階層の人がやっているのですか。

【木田】 いやいや、それはいろいろな。

【木下】 いろいろな階層の人がですか。

【木田】 いろいろな人ですよ。何も教育界の人じゃありません。任期 15 年ですから一人ずつ替わっているわけです。

【木下】 かなり若い人がなるわけですか。

【木田】 なります。

【木下】 その場合は任命制ですか。

【木田】 そうです。教育長を選挙でやっているところもだいぶありますね。アメリカでなるほどそういうものかと思えますけれども、学校長というのは教育委員会の職員。学校の職員じゃないのですよ。ポストンへ行きました時に、他でもそうですが、あなたのところの教育委員会は何名職員がいるかと言いますと、教育委員だろう、教育長だろう、教育次長だろう、校長が 15

名で、とこういうふうになってしまうのです。それから指導主事が何名いるか。それでボストンでびっくりしたのは、学校を回ってみましたら、今日は校長がおられませんと、大きな学校ですよ。話を聞いていると、校長さんは木曜日に来ます。一人で何校も持っているわけです。6校持っていますが、それは教育委員会の職員だからそれが逆に不思議ではないのですね。

それから、ああ、日本はやっぱり画一的だと思ったのは、先程の話ですけれども、学校の区分というのはこれは全くある意味で便宜であって、日本ですと小、中、高と割っているものですから、新制中学を作った時に田舎へ行きますと同じ建物の中に小学校と中学校と個々にして看板を掲げて、そして事務職員まで6学級と3学級の学校にそれぞれに事務職員を置いている。調べていくと月給は同じ日に一人ずつその事務職員が郡役場まで取りに行くわけですね。こんなばかなことはアメリカじゃ起こりません。それは建物一つのところに小中学校だったら、学校は9年間ですと、こう言うのです。

というのは、それをシカゴでぶつかったのですが、中谷宇吉郎さんが、私が行った昭和28年ですが、シカゴ大学に来られて、正月休みにシカゴの郊外に中谷さんのところへ行ったのです。そうしたら、君、そんなことで来るのだったら、おれのところの娘の行っている学校を一つぜひ見ておけよ。その学校へ行きましたら、女の校長先生がやっている。いろいろと話をしてくれた中で僕がびっくりしたことがある。うちの学校は大変恵まれていましてご父兄は立派な人が多いし、この近くの界限ですから学校給食というのはやっておりませんと。昼はみんな帰って食事をして、それからやって来ます。こっちは、はあ、そうか。そしてもちろんスクールバスも使っておりませ

ん。学校の子供たちは、全部歩いて来ております。と話を聞いているうちに5年生までしかいないのですよ。6年生はどこへ行きましたかと言ったら、あつここはだんだん子供の数が増えてきて、5年生までしか入らないようになってきているから、6年は向こうの中学校へ先に行っていますよ。(笑)だから全くそれはおかまいない。中学生だからここにいないといけないとか、小学生だから小学生が中学校に間借りしているという感覚がないです。

【藤掛】 だからグレード制ですものね。ファースト・グレードからツェルフェス・グレードまでずっと行くわけですものね。

【木田】 シックス・グレードは向こうの学校へ行っていますというだけの話なのですね。なるほどなと思って。そうでなければいけない。日本はそこへいくと非常に拘子定規ですから。

【藤掛】 英語の教育のテキストブックで問題になったことがあるのですね。中学校1年生をどう言っているかということで。ファースト・イヤー・スチューデントというのがですね。それではアメリカで通用しないからセブンス・グレードと言うべきであると。それはアメリカの制度だから日本に受け入れられないから、日本は日本でファースト・イヤーと言えればいいんで。中学生が間違えますのは中学校1年生をファースト・グレードと言うのですね。ファースト・グレードは小学校1年生のことです。

【木田】 ですから日本で8・4制だとか6・3・3だとかっていろいろ聞いていたけれども、それは日本的な解釈の仕方で、向こうは現実にこの教室に何人入ったらそれで終わり、ここへ教室を広げればそれでよろしい。そうでなかったら向こうへ行きなさいと。

【藤掛】 それで言いたいことは、日本の町とアメリカの町と交流して一番困るのは

高校生の場合ですね。アメリカの町は高校がありますから、相手はすっと出てくれます。日本の町は高校がないし、あっても県立ですから町の高校生を交換留学生として出せないから困りますね。小・中学生まではできますけれども。

【木田】 今、中高一貫ということを文部省が旗を振っていますけど、僕はあれ中高一貫をやるのだったら市で作りなさいと。県で中高一貫のものを作るとまた学校制度をおかしくします。市で今教室の空いたところへ高等学校を作っておけばいいのです。

ニューヨーク州を回りました時に、そこに単級学校がたくさんあって一生懸命になって単級学校を征伐しているところへ行ったのです。だけれどもそこを両方見せてもらって、単級学校へ行ってみたら教育委員が喜んで。その教育委員は単級学校だけ持っている教育学区ですから。こういうがらんとした部屋が二つぐらいあって、もうオルガンからいろいろな教材が置いてあるわけですね。その先生を前に置いて教育委員の人たちが、うちの学校の先生がいかにか立派であるか言ってくれるわけです。そして窓の外のあの丘に大きな統合学校ができているけど、うちの学校の教育はあんな事務的なことをやっているのと違うのだ。はあ、この調子でおらが町の学校の教育はいいんだってがんばられたら困るだろうなどは思ったのですが、しかしそれはもう絶対の自信を持っておれのやり方がいいと。ああいう大きな数をそろえて同じようなことをやって、何だ、という言い方を目の前でするのですよ。

日本へ行って言いますと北海道などへ行こうものなら、うちの学校は単級学校で条件が悪くてと言ってこぼす話だけでしょう。全く違いますね。だから北海道へ行った時には時々、いや、あなた方は僻地が多いのなんのんのって言っているけど、北海道

は日本で一番フランスに近いところだって。フランスはもうちょっとその先にありますよと。人口密度から言ったらって学校の規模、大きさから言ったらって北海道ははるかに東京に近いので、フランスが理想的なら北海道をもっと喜んだらどうですかって言うことがあるのです。

適正規模というのは、日本的な感覚で、国、県があるところを束ねて仕事をするという発想でものを言っているから、適正規模という問題が起こるのです。地域の学校から考えたら適正規模も何も要らないですよ。その学校をどうするのがいいかという観点で問題が起こってくるわけです。そうすると、そこで単級学校ばかりだったらどうするかという時に問題を考えればいいのですね。そうなれば、現在でも町村で組合を作って、中学校を一つ各教科で充実した先生が置けるような組合にしましょうかということになる。それはやはり地元の人の子どもの動きで自分達の地域の子供たちを教育するには、どのくらいの規模がいいかと言う発想から進めるべきですよ。ところが、戦前の発想は逆ですから、何か仕事をするには、上から話が効率的に下りるとか下りないとかということになるのですね。

私は教育というのは一人ひとりの子供から始まるのだとすれば、例えば特殊教育をお考え下さったら、適正規模というものはどこかへ行ってしまいます。その子供の教育にどうしたらいいかということを考えていくのが教育の施策の出発点であって。それは集まってみたら何か 20 人以上一斉に扱うのは難しいことになります。そもそも適正規模はないと私は思います。それをどうするかを考えるのが教育であって、束ねてやろうという意識は本来ならば違うのだ。行政ということから考えますと、それは全てが戦前から上から舵を取ってこう束ねて、

という発想になっています。本来教育ということを考えたら、一人であろうと数名であろうと、そこに合ったようにどうするかという発想でものを考えないといけない。

ですから、山の奥でどうにもならないところで教育委員会をどうするかっていったってそれはだめです。こういう分校しかないところの教育をどうするかって考えてやるのが、本来の学校を運営する考え方じゃないのかなと思っているのです。終戦直後から始まってアメリカの教育使節団にいろいろと話したりする時の適正規模というのは、あれは役人の考えだと思う。(笑)

【神田】 議論はずいぶんありますけど。

【木田】 あります。

【神田】 当時の議論は。まず適正規模がいいと。

【木田】 それはこんな無駄なことをしていかというのが相当ありますよ。けど教育というのはしょうがないですもの。障害者の子供がいたら適正規模もへったくれないです。それをどうするかというのを考えるのが教育の出発点ですから。そこをどうマネジするかという時に、教育委員会的な発想になるので。上から束ねるといのは本当は教育の管理じゃないと思います。

【藤掛】 適正規模の生徒が何人と決めますね。

【木田】 それはやっぱり経営とか算盤とかいろいろなことを考えますと、それは一人に対して先生一人ではどうにもならないけれども。そのことは、その教育委員会を適正規模にしたらどうかというよりも、私はやっぱり日本のような教育委員会の制度、地方自治制度であれば地方自治の大きさがこれでいいのかどうかという行政区画の問題ですね。ですから、それは戦後を考えたら市町村がどうであろうと、その頃の町村は1万ありましたから、平均の人口というのは猛烈に小さかったわけです。だか

ら教育だけは郡市単位に学区を作るかということはある得ると思います。それはしかし自治制度の大変大きな改革になるのです。一般行政と同じ区画にしておいて、教育だけの適正規模というわけにはいきません。それを一般行政で割った、例えば郡市の範囲が一番いい。高等学校もそこで自前で運営させる。それはいいのですが、そうするとその財政問題をどのように割って、財源をどうするかと言うのはとっても難しい問題になりますね。

【藤掛】 アメリカなどですと、ある市の単位は、一つの行政が全部上がっていないところがありますね。

【木田】 全くのブランクのところがあります。(笑)

【神田】 教育行政における地方自治とは何かということの理解の問題。

【木田】 ですから、日本の地方自治制度における教育は、その教育の観点から見てこの地方自治制度を何とかした方がいいという意見は当然あり得ると思うのです。そういう点から考えまして、私は府県というのがどうもおかしいと思います。今日の時世から見ますと、府県の規模というのは全く中途半端ですね。行政的には逆にマイナスになっている。だから市町村をもう少し大きくして300かせいぜい1000、1000では多すぎるかもしれませんが、そのくらいにすれば県というのは要らないです。道州ぐらいでいいなと思っていますけれどね。

【神田】 実際に県の教育委員会の仕事もそれぞれの地方事務所に割ってもらっています。

【木田】 しかしやっぱり日本のようにこれだけ全部に敷きつめて、市町村を細かくきちっと割っていますと、それとは別の行政区画を考えるということ自体が非常に効率の悪いものになりますね。小さな島とか村とかというのは、それはどうにもなりま

せん。

【神田】 それから先生、その現職教員の立候補というのが改正審議の中に出てきたというミステリーの問題ですけれども。これは実際ではどういうことだったのでしょ

う。
【木田】 それは労働運動をやっている人たちが教育委員の選挙に出たいために、大臣を放ったらかしにしておいて取り引きしたわけです。

【神田】 国会の審議の過程で出てきたわけですね。

【木田】 政府の出したことでなかった。政府が出したのは、選挙にしておいてどういう人は選挙に出ていいの悪いのというのは、これは難しい話で、直前まで教員やっていた者は選挙の資格がないと、こうやったものだから、それは理屈を言えばおかしいですよ。

【神田】 29年の公選法の制定の時にそれを適用しようということで、29年に自治省の方で公選法を制定した時に、この教育委員会の選挙にも適用しようとしているわけです。でも実際にはそれは施行されませんでした。

【木田】 教育委員会法の中に選挙規定が入っていたわけです。それを公職選挙法の時に、現に在職している者の任期を延ばしたわけです。それは関係者が選挙はしたくないという意識があって、そっちへ持っていきますからね。

【梶山】 最初にレイマンでやっている。その発想自身が具体的に日本でレイマンでやれというようにアメリカで言ってもイメージとしてまずわからないですね。

【木田】 わからない。ですからそれは誰だって教育のことは学校の先生に任せておけばいいじゃないかと、こうなってしまう。(笑)明治以来、事実お任せなさいと言ってきたわけですから、お子さんは学校にお預

けください、もう安心して私どもが教育してあげます、ずっと学校も政府も言ってきたわけです。(笑)

【藤掛】 今から言うと、改革して自分たちで学校を作ってというのと違いますね。

【木田】 そうです。徳川の頃はみんなが塾を作って藩校を作ってやっていたわけですから、自分たちでやったわけです。

【梶山】 それで、お話の中に最初の学務委員の伝統というのが日本の場合に本当はあって、それが復活してけっこう戦後の教育委員会につながっているところの視点が大事だということを先生がおっしゃったのですね。それは、明治の12年、13年の頃の資料を読んでいると、ものすごく自治制ということ意識して実際にやりました。議会の会議の話の進め方も、議長の発言の仕方から討論の仕方まで、明治12年の村会規則とか、そういう日本で最初の自治制をやるうとする議会のやり方を、教育会議にそのまま適用するのです。

【木田】 むしろ教育界しか他のものがなかったのと違いますか。どうですかここは。

【梶山】 いや、村会スタート時は、具体的に村自身でもどういう議論をしていいかわからないので、明治12年の段階でいろいろな村の戸長を集めて、そしてこれから討論するというのはどういうことかというような演習をやっていました。それで取り決めた規則そのものを何々郡教育会の会議の議事規則に決めているのです。その規則とおりにお互いに意見を交わし合っております。そうしますと純然たる教育議会というのが明治16、7年に存在しているのですね。だから行政側と別々に何々郡、例えば安八郡の就学の貧困な家庭の子供をどうするかとか、健康状態が非常に悪いし、どうするのが一番いいのか、今方法として何から手を付けようかとか。そもそも普通教育とはどういうことだろうみたいな議論もやって

いました。それから、授業術を改革しようとするのにどうしたらいいか。師範学校の教師なんかを呼んできて、定期的に各部落ごとに講習会を開こうとか。そういう議論を教育会の会員、つまり学校の教員とそれから学校の世話係ですね、それと学務委員、これが平等な権限でもって議論しているのです。そういうのが見えてきまして、明治の10年段階に具体的にこういうすごい教育の自治と言いますか、教育会議があったのだということにびっくりしました。それがいつ頃から消えてしまうのか。

【木田】 いや、それは市制町村制が整備される前の段階の。

【梶山】 明治23年までですね。

【木田】 何かこういろいろなことを、とにかく何かやっていかないといけない。地域の村おこしですとかそういう議論があって、だんだんと市制町村制が整備されて国、県、市町村の系列がついてきました。そしてしかもその初期、私は明治年間には学務委員というのはかなり仕事をしたと思います。授業料がある間は少なくとも授業料の額を決めていましたから。それからこの学校でどういう教科を教えるかというのも、学務委員がちゃんと決めていたのです。ですから明治年間までは、まだかなりのことをしてくれていたと思いますが、だんだん上の方が整ってきて、お下げ渡しがはっきりするようになると下が要らなくなるということではないでしょうか。

【梶山】 むしろ内務省の行政網のネットワークができてしまうことによって。

【木田】 それは内務省の関連で町村制も市制も整ってきますから。そうするとその仕事をする時に、学務委員というのはだんだん飾り物に祭り上げられていったということではないでしょうか。明治23年から明治22年まで、学務委員というのはこういうことをするところですよという、規定の上で

は同じ規定がずっと昭和22年まで残っていますからね。

【藤掛】 市町村という区分はどこから持っていたのですか。

【木田】 それは市制、町村制という。

【藤掛】 その市制との。アメリカの町ですと市町村という考え方はないですね。どんな小さいところもシティーであったり。ヨーロッパでしたらシティーがシティー・ステートとなって、真ん中の町村がないですね。それを市町村と分けて、だから誰が考えたのですか。

【木田】 それは一つご研究してください。明治政府の時にやっぱりこういう市というのは人口これだけでどのくらいの地域がまとまって核があるかとか、町というのは人口どのくらいの大きさのもので固まりがある。村というのは何も固まりがない、集落としての固まりのない広がり。こういう理解で名前を付けていると思うのです。

【藤掛】 ヨーロッパの場合には全然違いますね。ヨーロッパは村といたって固まっているわけですよ。周りにずっと畑があるだけで、人がいくら小さくても畑で囲まれていれば別にそこが市でしょうね。

【木田】 それでは大騒ぎをしながらできあがった現在の制度についての概要を、既にもうお話は申し上げたわけですがまとめておきたいと思います。

教育委員会法を変えて地方教育行政法としました時に何が一番変わったかということ、教育委員の選任方法を一般公選から議会の同意を得た長の任命に変えるというのが一番大きかったわけです。あとはそれに関連して大きかったのは、教員の身分とその取り扱いのところですよ。途中で中教審の意見にも、都道府県の吏員にしろという意見が出ています。しかし現在の制度の上では解釈はいろいろできるかもしれませんが、小中学校の先生は市町村の職員であるという

前提で法律の手続きを書き込んであります。基本的な監督者は市町村の教育委員会であるが、人事の発令を県に上げて、そして市町村が勝手に動くということだけはやめてもらおうと言うところが変わっただけです。それが一番大きなことなのです。地方教育行政法は書いておきましたように、地方自治を尊重して市町村のことは市町村で決めていきたいという基本線は貫いたつもりです。ですから、この改正をもって中央集権化だというような批評を度々浴びせられましたけれども、全くためにする議論で、一つも中央集権化したところはないと思っています。

人事管理権を上げたというのは、本当はこれがシャープの頃だったら逆に下ろされたかもしれないと思うのです。都道府県が給与を負担するというのはおかしいという議論の方が一方ではあるわけです。これは日本の財政制度全体に絡みますから、この県の負担にするかどうかということで一頃問題になったのは、この法律を作る前だったでしょうか国家公務員にするという案が出たのです。それは大達さんの次で、岡野清豪さんの時です。岡野清豪さんは、これも私も大臣からの命令が下りまして、中途半端なことをするから具合が悪いから、教員は全部国家公務員にしろと。ちょうど大達さんの選挙の改正で教育二法で選挙を禁止、国家公務員並みにするといった時に、いっそのこと国家公務員そのものにしてしまえという注文がありまして、その法案を国会に提案いたしました。通らなくて我々事務官が、万才と言って。(笑)実際にその当時は、もうかなりいろいろなことが乱戦状態ですから乱暴な仕事をしたのですけれども。

【藤掛】 組合の反応はどうだったのですか。

【木田】 組合の反応はむしろ悪くないで

すよ。国家公務員であれば、交渉相手が国になりますし、そのことを少しお話ししておかないといけない。教育委員会制度が昭和23年の10月5日から発足をいたしました。実はその前に教育委員会法が公布されたのが23年7月15日です。

この時に教育委員会の職員が地方事務官から全部関係の市町村の吏員、県の吏員に身分が移ったのです。この時に従来、県の行政職員、市町村の行政職員、例えば市町村の図書館職員とかが全部それまでは地方事務官、地方技官というタイトルを持っていたのです。自治法をうけて教育委員会法ができた時(23年7月15日)に、教育委員会の関係者の身分だけ従来のまま俸給その他は同じままで、観念だけ自治体の吏員ということになって、学校の先生だけは残してあった。学校の先生の身分は24年1月12日、教育公務員特例法施行の際にそれぞれの県の公務員、市町村の公務員になるということになったのです。

それは今読んでも何のことかわからないと思いますが、その条文を読みます。29ページに教育公務員特例法の第3条に身分というのがある。国立学校の学長、校長、教員及び部局長は国家公務員。公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長、専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

この法律によって従来国家公務員とされていたものをみんな地方公務員とし、その地方公務員という時に市町村の学校は市町村の公務員というふうに切り換えたのです。今読むと何のことかわからないですが、この時のこの条文というのは、大変重要な規定だったのです。あまりそういうことは書いていません。

【藤掛】 かなり大きい変更ですね。

【木田】 これはもう大きな変更です。

【藤掛】 議論もなしに国会ではずっと通

ったのですか。

【木田】 それは議論したかどうか知りませんが、地方事務官という地方自治法の規定も後ろにこんなことが書いてあります。その時に法律と一緒に切り換える。そこで組合との対応のことを申しますと、それまでは教員は国家公務員だった。労働団体を作る時に戦後の労働三法で国家公務員だということで文部大臣と労働協約を結んだのです。荒木先生と田中耕太郎先生だったかな、協定を結んでいる。これが地方公務員になったら、今度は文部大臣との関係はすぱっと切れてしまうのですね。ですから学校の教員、特に日教組というのは労働団体としては宙ぶらりんなものになってしまった。労働法もいろいろな動きがありまして、要するに働いている者はみんな労働者。といって相手は誰だ、といったらおれは国の教員だということで文部省へわっと押し上げてきたわけですね。教育公務員特例法ですぽっと変わってしまったのですが、変わってもみんなの意識は変わりませんから、同じように文部省へ来ていろいろなことをワアワア言いに来るわけです。位置づけとすると正規のもでなくなってしまうわけです。ですからその身分関係の変化というのは、ある意味で非常に大きいです。

それでここに今の教育公務員特例法。もう試行時の附則はなくなっていますが、ちょうど 25, 6 年の頃の教育公務員特例法の古い規定の付則のところを見ていただきますと、地方公務員それぞれの団体の公務員になったけれど、小中学校の先生は都道府県の公務員として労働関係の職員団体の規定のところを適用する。そういう付則がくっついているのです。それは国家公務員ではなくなったけれど給料を払っているのは県だし、そうすると市町村の職員になったから交渉相手が市町村長だと言われても困る。そこで当分の間、小中学校の先生は都

道府県の職員として対応して職員団体の規定を適用しますよという経過規定を入れているわけです。だから、それがやがて労働関係が動いていきまして、全部その経過規定も要らなくなった。今一般的な職員団体としての誰がどう入っていたって、相手にするものがあり相手にしないものがあるというのは、適宜条理でやっているようになったものですから。市町村の公務員だから市町村長とだけ話をしろというようなばかな規定もなくなっているわけです。ですけど、組合との関係というのはいろいろ起るのですが、今のようになんかいろいろ起るのですが、今のようにいろいろなことが間に入ってきましたが、とにかく人事を県の負担で都道府県に切り換えたということが大きな変革です。

それで教育委員会というのは本来教育委員会法を作り、これを地方教育行政に切り換える時に教育というのは何だという範囲を議論をして、教育の範囲というのは非常に幅広いので、文化まで入りますよということにしてあるのです。ところが教育委員の人にもその自覚はないし、それから反対側の方も文化は教育委員会がというのじゃ具合が悪い。知事や何か非常に熱心に文化の仕事をしてくれ、事実上は文化というのは教育委員会の主唱であるにもかかわらず、今、中途半端なのです。それは、教育委員会というのがどういう仕事をどういうふうにするものかということについて、教育委員会の委員も職員も認識がなさすぎる。教育委員会というのは学校委員会だという意識が強すぎるのですね。それはまさに学校が仕事の重みから言っても 8 割か 9 割ぐらい占めてしまうということはありませんけれど、今日の時世を考えますとこれは大変具合が悪いのです。本来、教育委員会というのはもう少し文化、学術、全部広めて教育、文教のことを担当してくれなければ困る。ところがその意識が育っていないこと

が問題ではあります。

それから教育の政治的中立とか教育行政の安定ということは、もう収まってみるとそれほど大きな課題にはならないと実は思っています。私は今の制度を作る時に大事だと思ったのは、指導行政を重視することです。指導行政というのは責任の主体はあくまでも学校にあり市町村にあると。前のように管理的なことだけを行政がやるので、行政はお手伝いをするアシスタントのことをやるのが行政の主たる仕事ですと、法文の上で位置づけてはいるのです。しかし何か従来からの意識が残っているものですから、例えばこの前もここで申し上げたと思いますが、カリキュラムの問題といたら本来カリキュラムというのは学校で自分たちが決めて作っているものだ。そう考えなければならないのに、カリキュラムというのは文部省でどこかに決まっていると学習指導書に書いてある。あれをどうやって現場へ移すかが、カリキュラムの指導行政だと思っているのです。これは少なくとも教育委員会や戦後の教育改革をやる時の発想は全く逆です。

この前も学習指導要領のお話をしましたが、学習というのが子供と先生との間でうごいている。それがどう展開していけばいいのかという道しるべみたいなものをここに挙げておきますから、時々方向を見失ったらここを見ながらあなたは進んで下さいというのが学習指導要領だったのですね。

ところが戦前と同じ主義でみんなものを言っているわけです。ここに、こういうふうに決まったものがあるからこの通りやれと。そのようには制度はなっていない。本来それぞれやるところがこういうふうな方向で願わくばいきたい。だからその方向というのはある程度認識はしていただかないと困る、という言い方にして、そして実

際の活動に対して指導するという体制で教育委員会法ができ、指導主事もできあがる。そういう専門スタッフを置くことにしてあるのです。ところがこの指導行政というのが、上から言われた注文をどうして下へ下ろして学校でやるかというふうにだけとられているのです。これはどうも困ったことだなと思います。

それから途中でお話ししましたように、知事や市町村長と選挙から始まっていろいろなけんかをしたものですから、まあまあと言ってちょっと仲良くしてくれよ。少しお金を持っているところが全体を見てやってくれたらどうかと言ったのはいいのですが、教育委員の方が今度は意気地がなくなっている。

もう一つは、前の学務委員なり何かそういう意識からか知りませんが、行政機関とか執行機関としての意識がないのです。何か聞かれたら意見を言っておけば、非常勤の職員というのは諮問に答えておればいいのだろうと、こういう意識で教育委員が座っていて、何か責任意識を感じていないのですよ。それからその管内にどういう教育問題があって、自分たちがどう解決しないといけないかという責任意識がわいてきていない。

教育長や市長が何か聞いたら、こう答えておこうかというような全く受け身の感じですね。これが少し残念ですけど。ですからその意味では、自分たちは市長に任命されたのだから、それでは市長が聞いたら答えてもいいのではないかと、こういう意識です。それから見ますとやっぱりこれは選挙の方が良かったなど。(笑)私は小さい町村だったら選挙の方がいいと実は思います。そういう元々何をするかということに関して頼まれたから、まあ名誉職だ、というような意識になっているというのが全く困るのです。

【藤掛】 この市町村は大学教師の人は任命しませんね。うるさいものでしょうね。

【木田】 いや、そうじゃないですよ。それは、これは文部省が悪いのです。特に文部省の大学局が。大学の教員がよけいな地元の仕事をするなという通達を出したことがあるのです。初めは県の教育委員を国立大学の先生がやってもいいように書いてあるわけです。だからそれは当然ご就任になっていいのですよ。ところが、それを断る雰囲気を作ったのは、31年当時の大学局長の通達です。僕はばかなことをしたなと思います。

【藤掛】 定年後ならいいわけですね。

【木田】 それはいいです。定年前だっていいですよ。制度上一つもないことはないです。

【藤掛】 定年後の人でも教育委員会。

【木田】 悪いことはないけれども、大学の教員があちこち大学を放ったらかしにして、他の仕事ばかりするというのはけしからんと。教育委員なんかよけいなことをしなくてもいいと通達を出してしまった。その通達はよく効いているみたいですよ。(笑)あの局長はよけいな通達を出すな、と思ったけれども。そういう過去の経緯がありまして、それで敬遠されているのです。ところによってはそうでない、教育委員を兼ねている人がいられるのではないですか。私立なんですね。

【神田】 私立はけっこう出ていますね。

【木田】 それは私立はいいですよ。国立ですよ。国立についてつまらない通達が尾を引いているわけです。それで教育長の任命、教育委員の任命というのを本当は法律には、実は町村の中の住民でなくてもいいとわざわざ書いてあるのです。ところが見ていると、やっぱり市町村長は管内を割って、この地区からこの地区からこの地区からこの地区から、と平等に教育委員を出

しておこうという意識ですね。ですから小選挙区でそれぞれに割っている。どうも教育委員というもののイメージが、もう一つ市町村長との間でもうまくいっていない。それから教育長の任命・承認というのは、国の規制でやってけしからんという議論が起こっている。ですが今から見れば、まさに市町村で教育長を任命するのに、県の教育委員会の承認が要るとか、都道府県の教育長について文部大臣の承認が要るとするのは、もっての外だという議論が成り立つわけですね。しかしこれはこの法律を作る時に承認制度というのを作ったのですが、それは助役の兼任というのをもっと払わないといけない。それから免許制度ももっと払う。そうして教育長にいい人をどうやって確保するか。特に気にしたのは市町村です。市町村の教育長にいい人を選んでもらうようにしなければいけない。そのためには、県と市町村との間のつなぎになるものとして、県の信頼できる人を市町村の教育長にしてほしいなという気持ちがあった。

一般的に申しますと、県の教育委員会というのは、市町村の学校や市町村の教育事務については誠に無関心です。どこにだけ関心があるかというとならぬと、それとも関連してカリキュラムについてだけはものを言う。しかし市町村の教育予算がどうなっているかとか、あるいは市町村の子供たちが、今は仕方なしにいじめでも県の方で対応し始めていますけれども、市町村全体の教育課題、例えば社会教育についてどうもの言ってくれたかといったら何もないわけです。社会教育の実態を見ていると、市町村は市町村で公民館を作り活動をやる。市町村の社会教育と県の社会教育とは全く別々に、県は県で市町村と関係のないところで一生懸命社会教育センターを作ってそこで行事をやる。県の方は市町村を指導するという観念がない。それは従来

がそうだったからなのです。従来が県というのは教員の人事だけしか関心を持っていなかった。学校の教育内容のことしか関心を持っていなかったために、市町村の教育行政全体、市町村の教育活動全体についてどう指導したらいいかという県の視点がないのです。そのために県というのは何か偉そうぶっているけれども、本当は市町村の教育長にこういう人が入ってくれて、自分たちがあまり言わなくても全部しっかりやってくれればいいという発想になってくれないのです。そこで、こう見ていたのですけれど、まったく市町村の教育長にどういう人が出ようと我関せずで、自分は教育委員会が市町村でできたって校長さえ握っていればいいというのが県の姿勢です。

だからこれは教育行政学会の、もう8年か10年ぐらい前の調査に面白いのがありまして、市町村の学校にカリキュラムの改革というのがどのような手順で伝わって、どういう体制をとっているところの方がいいかを、比較調査したことがあるのです。そうしてみますと、実は県がたくさん指導主事を持っているところは学校に届いていない。それで県の指導主事は少なくて仕方なしに市町村の教育長に呼びかけているところは学校にいつている。それは県と学校というものの距離はこんなにあるのです。ところが、教育長にしても学校にしても、市町村に言って本当はお金をもらいに行ったり、いろいろなことで行かなければならないと、出入りの密度は深いのです。ですから、教育行政学会の研究者グループの研究結果ですけれど、なるほど面白いなと思いました。教育委員会をつかまえているところの方が学校へよく徹底していて(笑)県が一生懸命になって学校を握ろうとしているところはうまくいかない。そういう問題意識ですね。

地方自治の動きに即し、もう少し県は市

町村をつかんで県内のことをうまくやってくれる方がいい。県が直接小中学校を握って動かそうとするのは地方自治じゃないのです。その地方自治を維持するために、審検のない県に教育委員の中から教育長でそのことの承認がお前達がやるんだよといって期待できる人を入れてくれと。そのことには一つはまた、校長さんの人事の後を考えていたからです。県の方で人を送り込む習慣をつけないといけないと思ったから、実は文部大臣と県との間の任命制というのは要らないのです。でも県の意識が高まるまで県と市町村との間は欲しいのです。これが建前から言うと全くおかしいことですから、近くやめになるのでしょうか。

それともう一つ、私はここで失敗したなと思ったのは、最初の教育委員会法の際には教育長の任期は4年と決まっていた。教育長になった人は県の教育長も市の教育長もそうですが任期4年ですから、人によっては2期、3期とおやりになった方があるのです。ところが、これは少し私の軽はずみだったけれども、教育長の任期制度を教育長は一般の職員と同じだからということで任期制を外してしまった。外した理由がもう一つありまして、自分の経験だったのですが、福井県の教育長さんが任期があることを口実にして、教育委員の人が気に入らない教育長を放ったらかしにしてしまったのです。すると昔のちょうど切り替えの時だったけれど、昔の教育長というのは教育部長で動いていた人が教育長になっているものですから、必ずしもその県の出身でないわけですよ。そうすると公選で出てきた教育委員が、よそ者がいつまで座っているのだと。ちょうど任期があるから知らない顔して、40半ばの教育長を放ったらかしにするわけだ。けしからんなんて思って、こんなことじゃあいけない。任期があるために自分のつかっていた教育長を任期でばい

っとするというのはけしからんと。そこだけ考えて任期制をやめたのですね。これはまずかった。

今、教育長の任期が非常に短くなっています。これじゃあ仕事にならないですよ。やっぱり教育長の仕事というのは1年に少し全体が動くかというような、教育の流れで見ますとサイクルが長いですよ。それを県で見ているにしても、部長と一緒にくるくると回しているのです。そうすると、これは2年やそこらでくるくると替わるような教育長では本当は仕事になりません。第一、学校の先生からばかにされる。何かもっともらしいようなことを言っている、だからうるさい、黙っていれば2年もするとおらんようになるよと、こういうわけです。僕は教育長の任期制度というのは、承認制度をやめるのだったらぜひ復活したいなと思いますね。やっぱり知事や副知事や収入役のように自治体の3役のように、ある責任を持って仕事をするという体制にぜひしなければいけないと。これは僕は今しまった、と当時から思っていることです。

それから前は教育委員会というのは、自分で勝手に予算を執行するとなっていたものですから、ご丁寧に教育委員会法の中には、学校の施設は教育委員会で工事するようになっていました。教育委員会には施設担当の技術職員がいるということです。自治体の中で見ますと、かなりの大きい工事が学校です。それを教育委員会でといったら町村長は怒るわけです。それで設計から何から自分でいったってそんなこと具合悪いよと。だから両方で施設の技官を技術職員を持っているなんてよけいなことだから、全部自治体の長の方で上手にやらせてもらえばいいというふうにした。それから予算を議会へ教育委員会から出せるというのも荒っぽいから、まあどうしてもという時には意見を付けて議会で注意を払ってもら

うようにしておきましょうよとか。多少和らげてあるのです。

そのために今度は片一方の方が勢いづいて、教育委員の方はまた自分たちが学校をどう設計を引いて、子供にどういうことをやったら教育にどう絡むかを、本当は教育部が考えないといけない。ところがそういうことがみんな抜けてしまうものですから、教育委員会というのが、結局何をしたらいいのかよくわからないという状態になっているのです。まして文化関係の仕事を、外目にもいいから、知事や市町村長が自分で行ういろいろな文化会館を作ったり、何か派手なことをやろうとしますので、教育委員会はぼかんと指をくわえているというような状態になっているのです。

それから教育委員会の学校その他の人事の問題。内申を待ってということの理由は申しましたけれども、この運営がどのようにうまくいっているのかというのは、本当は学会や何かで研究をしてくださるといい課題だなと思っていますが。実際離れても長いものですから、私も内申を待って人事をすることがどういう実態になっているのか、学校の先生の人事というのがこれでよいのか、と言うのは気になっています。特にいけないと思いますのは、これは一律平等にものを考えなければいけないため、比較的短期間にいろいろな人にポストを回すというたらいい回しの人事が起こっていますね。校長になるのも、この2、3年だいぶ様子が変わっているのではないかと思います。前は50半ばにならないと校長の順番が来ない。1校だけで校長を終わったのではいけないから、2年で2校を担当させるかとか、こういう人事をやっています。これはあまりにも県下のご都合主義で、もう少し個々の学校を見ながら、小さい学校でも大事な人が長くやらしてもらおうようにやらないと自治体の人事にならない。その意味

では私は学校の人事というのが市町村も意気地がないし、県もその県内のご都合主義で年次と何とで一律に回して、これは大変困ったことだなと思っています。

それから国、県、市町村の関係というのは教育委員会法の時に、教育委員会というのはもう何でも自分でできますよという宣伝をしたものですから、およそ隣近所と関係なしに、先程も申しあげましたように、うちではこれがいい職員だからすぐ校長にしてやるとか、何とも凸凹して困るような動きがあまりに起こった。もう少し相互にポストも移動しあうとか、何とかということを考えてくれませんか。昔は中学や高等学校ともなれば校長さんは全国的に移動していた。今は全然それがいかん。小中学校だって郡内に出て移動するということは起こらない。もう少しその辺を、何か動くのだったら広域で動いたらいいし、大事な仕事をする人はそのように考えてもいいのだが。国と県と市町村との関係というのが上意下達でなくても、うまくいかないかと思っています。これはどうも国、県、市町村に上意下達の雰囲気が強すぎるという感じを未だにもってしています。しかし法律的には何の権限もないから、国が何を言おうと知ったことないですね。それから今の大臣が一生懸命になって「いじめ」だとか、それはまあ文教政策としては大問題ですけれども行政上は何もする権限がないのです。だから何かその辺もう少しうまくいかないかなと思っています。

それから教職員団体の活動。これは後で日教組の時に申し上げますけれども、実はこの切り替えで一番大きく跳ね返ったのが勤務評定問題なのです。そしてILO条約の批准との絡みで組合がどうなるかというのが、新しい教育委員会制度になった途端の大問題でして、このことは次に日教組の問題として申し上げていいことだと思って

おります。やっとできあがった制度の発足途端から勤務評定という問題が愛媛県で発生しまして、それを全国的な問題にされたものですから、昭和31年、32年、33年、34年、この4年間教育界は大変揺れました。最近仲直りしてきたのかな。私はもう日教組がこの野郎と思うような仇でございましたから、この教育委員会の改正というのは即組合問題とこう受け取られました。そして教育界から大反撃。学校の先生方からも猛烈な反撃を受けたものですから、結局その後尾を引いたのが勤評反対と道徳教育反対でした。これは別途にまたお話をいたします。

今何が問題かということ、教育委員会の活性化という問題です。それは騒ぎが治まった時みんなが名誉職ですっかりあぐらをかいているという。何も自治体の責任者としてやるという意欲がなくて、国の方から何か言ってくるかなって、待っているという待ちの状態です。これはカリキュラム改革だってそうですけれども、自由の時間を作ったら、ゆとりの時間を作ったらそれはどうでしょうか、教えてください、というのが県の方の姿勢でもあるし、教育委員の姿勢でもある。みんな大体待ちの姿勢になりすぎているのです。ですから、自分たちがああいじめの問題をどンドンと詰めていって、自分たちはこうするという。それは他へ持っていきようがない自分たちの責任ですよということをもう一つ言わないといけない。それで何もしないものですから、臨教審の時に香山健一というのが、教育委員会なんていうのは何をしているのだという。活性化をしなければいけないと言う。しかし、活性化って何をするかということは指導できないのです。

要するに活性化で指導すべきことは、市町村事務というものについて責任を持ってこういうことをやるという意識を持って

らう以外にないのです。会議が多いとか少ないの問題ではないけれど、月に1回の会議では足りないから3回会議をやれというような、経費がかかるばかりで、本当は角度が違うのですが、しかししょうがないですね。今でこそ、地方自治ということを行っています、何が本当の自治かについて、我々がこれからやっていかないといけない。全部中央へ依存して何かやったらいいと他人ごとみたいにして、何かやれば文句を言うというような国と国民との関係というのは大変不幸で、本当にきちとしたものになっていかない。それは自治体だけじゃなくて住専の問題などを見ていまして、それぞれの組織が組織としての自主的な対応を考えていくという姿勢がないのです。

ですから戦後の教育改革で一番まずかったのはどういうことかという、差し障りがあるかもしれませんが、地方自治の確立という問題がまだ本当に軌道に乗っていないのです。大学自治というのが何かあったら、これがまたどこかにずれ込んでいる。私学自治というのが何かあって、これもどこかへずれ込んで、要するに自治ということでもう少しそれぞれが責任を持ってやるべきことをやるという体制がどこにもない。けっこう経済水準は上がったのですが、どうしたらいいのかは誰かが言うでしょうなと、言えば文句だけ言っているという。そういう状態が日本中に起こっている。行政制度だけでなく、これが今日の一番困った問題だなと私は思っております。

教育委員会のところでのお話をそのくらいにしましょうか。自治というのがやっばりできていないのですよ。それはもう学生自治会から教育界の自治から始まってとつてもいけない。

【藤掛】 大阪なんかで教員の制服問題というのが。大阪の羽曳野市で、教員に制服を着せようと言って。

【木田】 いいですね。面白いと思いますよ。

【藤掛】 今、これを見て端的に言いますと教育委員会ですかね、市町村委員会が命令したのですね。表には市長が出ていますけれども。

【木田】 そうです。

【藤掛】 それは公的に言ったら下まで行かないわけですね。

【木田】 それはそうです。その市の職員ですからね。バスの運転手が背広でやるというわけにはいかない。市バスの運転手はこういう服を着ると、帽子を被れと言って。夏の間は帽子をとってもいいとか。そういうルールと同じです。

【藤掛】 ああいうことができると思っていない市町村長が多いみたいですね。

【木田】 いや、そうですよ。要するに学校の先生に対する監督責任というのは市町村にあるという意識がないのです。教育委員会制度になっても町村長は私のところへ来まして、うちの校長は、かように外へばっかり行ってどうにもならない。課長、あんた注意してくれと、こう言うわけです。そんなこと国が言うことではない、あんたが自分で教育委員に相談すればいいと答えましたが。

【藤掛】 人口1万ぐらいの町ですけど、町長が辞令を自分が出さないから弱い、県の教育委員会に頼んで自分の代理で辞令を渡すと言っていました。

【木田】 それでもいいし。その市町村の教育委員会に辞令を渡させるようにしろと県に言えばいいのです。

【藤掛】 そうすれば意識が出ますよね。

【木田】 それはちゃんと県の教育委員会は、市町村の教育委員会にいくらかでも委任できるように書いてある。だから辞令はおれが渡すから県の辞令でかまわないから、おれが渡すようにすると言って、それを実

行してもらえばいいのです。

【藤掛】　そういうことで大体意識が変わってくる。

【木田】　英語の授業を3時間にするとか何とかという騒ぎの時に、人吉の教育委員会だったかな、東京へ出てきて、あんなことをしてけしからんと。うちはどうしても4時間、5時間やりたいので直してくれなければ困る。できるから、あんた自分でやればいいじゃないかと、教育委員会で英語の時間は週4時間とすると決めたらいいじゃないか。私学がやっていることは公立学校だってできるのですよ。

【木下】　原則的に。

【木田】　それは文部省はいやがりますよ。基準から離れすぎているとか何とかといったって。それは問題が逆で。

【藤掛】　そういうことを先生、どこかあちこちの市町村長を集めて、講演なさるといいですね。(笑)

【木田】　本を読んでくれとって。(笑)

【木下】　今、高校改革をやっていますが、相当大きな改革を都道府県、学校の裁量幅でできるのです。ですから、指示待ちではないのです。ただ、義務教育段階では指示待姿勢が非常に強い。カリキュラムでも学校の裁量幅をいくら増やしても、それをどうするのかを各市町村、都道府県が最終的に文部省に指示を仰ぐ。市町村の裁量でできないですね。これは委員会ではなくて普通の一般の人もそうですが、文部省に何か言ってくれと。

【木田】　それは住民の意識全体が、国が何か言ってくれるものだという意識でおりますから。

【木下】　けっこう進歩的な考えを持っている人も、文部省がという認識があるのですね。

【木田】　それはそうです。進歩的な人ほどそう言うのです。それはまさに勤務評定

問題というのが全国課題になったというのは、要するに愛媛県だけの問題にしておけばどうということはなかったものを、愛媛県の勤務評定を文部省を通じて反対、やめさせようというアクションをとったからです。そうしておいて、これは勤務評定問題が労働問題としては大きな全国問題であることは、実は全通で何年か前に一つ騒ぎにしたことがあるのです。それを今度は文部省で愛媛のようないい加減な勤務評定をやらせておいて、どうするのだと言って攻め込んでおいて、私なども局長に引き受けなさんな、あんなものは放っておけばいい、って言った。やっぱり局長も時々威勢よくいい顔をして、この勤務評定の評価の仕方を直させますとか、よけいなことを言うものですから。今度はそれを逆手にとるわけですよ。それ、文部省が勤評を押しつけてくることになるから、教育委員会で勤務評定はやらないと一言言質を取ってこい、と指令を出した。すると任命された教育委員は何のことかわからん、いきなり組合交渉に応じて勤評は「やらんでしょうね、やらんでしょうね」と詰めかける。教育委員会が集まって、あれは何だと。愛媛でこんなことをやっている。聞いてみればそれは当たり前の話じゃないか、となるわけですよ。しかしあれは中央の力によって押さえ込もうとしたのはまさに日教組です。やっぱり彼らも中央依存ですよ。

そのことは森戸先生のこの本に、『第三の教育改革』という本ですが、「文部省の存在理由」ということで、ある意味では先生も書いていらっしゃるのですよ。「最後に当初より司令部は教育委員会を量的・質的に強化し、また大学の自治を拡大することによって文部省を弱体化することが日本教育民主化の正道であると考え、この方向に努力を払いました。」司令部がやったと。「しかし20年後のわが国教育の現状を正

視する国民は、教育委員会の強大と大学自治の拡大によって、果たしてわが国教育の正常化と真の民主化が達成され得ると考えているでしょうか。むしろ反対に国民の大多数は日本教育に見られる諸々の逸脱偏向を正常化するためには、また高等教育機関において現に見られる混乱と停滞の整備に寄与するためには、わが国教育の最高機関である文部省がビジョンと全国的視野と計画性を持って、確信ある積極的な活動をやむを得ない場合には例外的な統制をも行うことを要望し、かつ期待しているのではないかと私は推測しています。」

これは多くの人々の一般の意識です。だからどうしても国は何しているのだと、早くやらんか、ということになると思うのですね。まさにこれはある意味で明治以来の日本のやってきた国家指導の体制が日本の近代化にこれだけ寄与してきた、戦後この体制でもって新しい民主化ということを進めていく他はないのだ、というのが社会党右派の人たちの考え方でもあったし、森戸先生のお考えでもあったわけですね。そのことは今アジアの国々で同じ問題が起こっている、中国にしてもタイ国にしてもバンコクにしても、アジアの国でそんなデモクラティックなことを言って、どこへ行くかわからないようなことにしたらどうにもならないから、やっぱりリーダーシップというものを確立して、そして民主化というのをその下で少しずつ広げていこうじゃないか。まさに日本のその議論をしながらここまで来て、なおかつリーダーシップもなくなっただけで、それから自分でやる気もないという、この状態は困ったものです。(笑)

明治以来どうしても日本の民衆はいろいろな教育水準が低いと。ヨーロッパのこの水準を持ってきて、ここまでいらっしやいという目標を示してそこへ引っばっていく。こういうことがあらゆる行政の共通目標み

たいにあったと思うのです。ですからそれをやるためには、できるだけ共通意識を持った人が引っばる方がいいので、それぞれの地域の実情で細々して足を引っばるようなやつはだめだと。だから自分の郡内で出世はさせない。出世をするなら他の郡へ行け。こうやって回したのですね。私どももその人事を聞かされました。非常にできる人は、これは大校長だから一つ他の郡へ行って修業してもらおうじゃないか。そうすると一般論ができるというわけです。

昔、中等学校の校長さんというのは、自分で全部全国的な教員をにらみながら人事をやったのですがね。やっぱりそれを復活するぐらいにもっていかないといけないかもしれないですね。今、あまりにもきれいに平均的に学校の中の教員をならしてしまふ。これが僕はだめにしていると思います。

【藤掛】 採用試験に受かった人を全国的に能力が前提になっていますからね。

【木田】 その面もないといけないけれども、しかし卒業生が行って見たら教わった先生が誰もいない、というような学校にしてはいけないと思うのです。というのは聞いてみると、おい、どうしたんだ、一つの学校に5年以上は継続していないことにしておりますと。それが人事としてのプリンシプルだと。だけどそれはやっぱり地域とのつながりが切れてしまいますね。それが同じ市の区域、町の区域ならまだくるくる回ってもしれています。

【木下】 その地域格差とか学校差の是正ということですね。それからもう一つは個性というのをどういうバランスを取るか。アメリカの場合には地域格差がすごいと思うのですが。

【木田】 ちょっとひどすぎますけどね。

【木下】 そのこのところのバランスの関係が、日本はあまりにもならしすぎたようですね。

【木田】　そうです。それは私なども役所を見ていまして、また文部省だけじゃありませんが、今問題になっているいろいろな役所、大蔵省、厚生省、いろいろなところがトラブルを起こしていますけれども、これが日本の外交が弱いというのもそうですが、回しすぎるのです。ですから、責任持って誰も仕事をしていない感じになりますね。いやなことはしないで早く次送りにしておこうという。それが今のエイズの問題にしても金融の問題にしてもしめしがついていないです。

【藤掛】　話は変わりますが、次回でいいですけれども、教員養成学部の責任についてお話しただけですね。(笑)

【木田】　いや、それは今日差し上げたものの中に。これが書いてみると、どうということはないのですが、私の役所における前半がこっちで後半がこれで、ああ、これで全部だという。少し侘しいけれども。どうしましょうか。

【神田】　先生、それで教育委員会の関係の問題で指導・助言の大きな問題、指導行政の問題で、先生のねらったことと現実のことがずいぶん。

【木田】　ずれています。

【神田】　きたんじゃないかというような問題で。現実にはやっぱり教育委員会の活性化を問題が出るような形でしか今機能していないというような。それで助言ということが、どうも上から言われていることを待っていればいいんだというような形になって、自ら仕事をすると言いますか、市町村の教育委員会が、場合によっては人を分けるという痛みも欠けている面があったというようなことですが。地方教育法の指導と助言についての規定の中で、あるいは教育長の助言機能というようなことにも関連するのですが、地方自治法のいわば助言機能というのと地方教育法の助言機能という、

少し違うのではないか。それは一つは専門的・技術的事項というようなことに限定されるか、それとも必要に応じてというように広くとらえることで現実の機能は違うというふうにです。上級の機関に対して専門的・技術的事項について指導を受けるよ、助言を受けるよと限定されている場合と、上級の機関がある意味で必要に応じてと言いますか例示規定になっているという、法的な機能とはどうも違うのではないだろうか。その辺の拡大解釈みたいなものがあるって、結果的に上意下達的になっているのかなというように。

【木田】　いや、別に法律上の文言の違いが、解釈上の理解として区別されていると私は思いません。むしろ自治法の方に技術的とか何とかというようなことが書いてあったのかなと思います。しかし教育委員会の方は極めて漠然と一般的です。

【神田】　例示規定とか。

【木田】　何かお互いにみんな仲良く相談しながらやってくれということと、指導・助言だということしか書いていないのです。基本的には自分で何をやるかということと責任意識をもう少し持つてもらいたいという感じですけど。それは新聞も悪いのです。例えば愛知の中学校で自殺した。問題をどこへ持っていくかといったら県にしか持って行っていない。一般的にみんな。それは個々の学校の問題であり、個々の教育委員会の問題です。あなた方はこれについてどう考えますかというコメントを取るのでしたら、まず市町村の教育委員会からやってもらいたいですね。それが問題がすぐぼんと上へ来て、そして何か指示もございませんか、という姿勢では。ああいうじめというものをどうしたらなくすかという問題は、国の問題としてあり得ないとは言えないけれども、一番は自分たちの問題なんですね。学校の問題であり学校を取り

巻く市民の問題。なぜうちの区域の学校でこんなことが起こるのというのは教育委員が一番責任を感じてくれないといけないことだ。その責任の感じ方というのがないですね。それを追求しようとするといきなり県の指導が悪いんだ、談話を文部大臣のところへ取りに行ってしまうのだ、という。

いや、それは何も文部大臣だけの問題じゃないです。臨教審の時に同じようにいじめの問題があったわけです。それで家庭の中で手にあまる子供たちもいて、中曽根さんがこれはいかんと言ったきっかけは誠に立派です。ところが何と言ったかといいますと、中曽根さんは、こういうけしからん状態、親の言うこともきかないし先生の言うこともきかない暴れん坊の学校がいっぱいできています。これは教育の間違いです。教育の責任です。ですから審議会でご議論の上何とでもおっしゃってください、私がやりますからと言った。そんなことできるはずがないのです。だけでも県内全体がその意識なのです。

【藤掛】 大きく分けて見ますと教育課長あたりは地元の人間ですからけっこう熱心ですよ。ところが行政職ですからそれが総務課長とかとどうも変わってしまいますね。あの辺の熱心が続けてやらないといけませんね。

【神田】 文部省自体を統合するというような案を私議会で、というような気がするのですけれど。

【木田】 それはいつですか。

【神田】 昭和の30年代前後。

【木田】 内務省解体の頃に文部省だって地方へ下ろしてもう軽くしていいのじゃないのかというような、そういう意見は出ていた。

【神田】 占領軍の後からですか。

【木田】 それもあると思いますね。アメ

リカは統制も何もなかったような。県でやっておればいいのじゃないのという意見は、それはあり得たと思います。しかしその後の経過は、アメリカでもオフィス・オブ・エデュケーションというものを、できるだけ大きくしていくという方向へ現実には動いているのです。一つは経費の問題にどれだけ力を入れてくれるかということ。

【神田】 イギリスがけっこう教育に対する国家機能の問題ということで。

【木田】 これは黒羽さんがわりによく書いてくれています。

【梶山】 その黒羽さんの『学校と社会の昭和史(下)』では、「木田課長は若い時に県の課長をした経験などから、町村で議員が教育に関心を持つだけでなく、行政機構の中に教育が確立されていることが、地域の教育活性化に連なると判断したのである。そのポストに地域の教育に功労があり、地域によく知られているような退職校長などが座ることは、教育の重みを感じさせることになるという判断もあった」と書かれていますね。これは先生にインタビューなされたのですか。

【木田】 どうですかね、私の書いているもの、これの中から取っているのじゃないですか。

【梶山】 若い時に、というか若いのにすごいというようなことがここで書いてあります。

【木田】 20代ですから若い時ですけど。(笑)

【梶山】 これはインタビューか何か、精力的に取材なさってまとめたということじゃないのですか。

【木田】 彼はいろいろな記録を集めていたもので。そのインタビュー的になっているのは、これがインタビュー的にしゃべっているからです。今日お話ししたようなことを、この『戦後教育の展開と課題』に一

応は入れてあります。

【梶山】 今まだ出版社が持っているでしょうね。

【木田】 どこかにあるだろうとは思いますが。

【梶山】 確か昭和 56 年ですからまだあるでしょう。

【後藤】 どこでしたか。

【梶山】 教育開発研究所。

【神田】 公選制の頃の大垣市が早かったのです。23 年です。その時の会議録というのが興文小学校というところにあります。

【木田】 そういうのは歴史的には面白いと思いますね。

【神田】 当時は会議録に公開原則があり、ですからそれですととってあったのだと思います。あそこは多治見ですね。

【木田】 教育研究所へ行きました時に、いきなり関係者が今までのことをまとめてしゃべれと言われたのです。10 何回かでしゃべったのです。しゃべったものですから少し雑なものになっていますし、それから中身も自分で書いたようになっていないわけです。

【神田】 自治というのは難しいですね。伝統的な自治がこれはあると思いますが、やっぱり近代市民社会で言っている自治というのは、近代市民社会における最も典型的な存在の人たちの中にあるのだろうという。そういう意味では企業家の中にあるのではないかと。例えば中小企業だとか、大企業はよくわかりませんが、そういう人たちの研究会などへ行きますと大変活発な議論です。それぞれ皆さん自分の会社を持っていますから、そこでの人材をどう扱うかというので大変生産的なところがあります。問題は、形の上で自由であるはずの大学が自治機能がないということです。

【木田】 もう一つ別の例でいきますと、

学術会議の選挙などというのは愚の骨頂でして、(笑)まともな先生は相手にしないのだから。大学の中でも時々ああいう現象が起こるわけですよ。難しいですね。

【神田】 生涯学習の政策はそれぞれ市町村の中でずいぶん凹凸があります。これは今活性化の一つの契機かなというふうに。

【木田】 そうですね、私そう思います。

【神田】 全く市町村によって違いますね。

【木田】 この『証言戦後の文教政策』も案外皆さんに使われているのですね。

【梶山】 生々しくていいですね。当事者にしか語れないことです。

【木田】 そうなんです。これが法律だけで残念だなと思うのですが、法律でないと結局つかまえないことですが。同じようなことが学術、文化、体育について欲しいのです。

【梶山】 それは逆に、先生が企画を呼びかけられて。国立劇場という文化というものを。

【木田】 この有光さんという方は、本当に細かい字で手帳にいっぱい書いたのです。

【梶山】 日記が別に出版されているのですね。

【木田】すごい人ですね。(笑)我々などあの手帳を見たってなかなかそうはいきませんもの。初版ですか。実は徳竹とか楠山とか、こういう新聞記者が火をつけて呼んでしゃべらせたからまとまったのです。私はただ使われただけです。

【梶山】 いや、それは先生が座っていないと実現しないですよ。

【木田】 総じて今の方々がもう少し過去の経緯を踏まえてくれるといいのですが。古いことというものについても目の前が忙しすぎてあまり考えないものですから。

【後藤】 何か追いかけるのに一生懸命になっているのですね。

【梶山】 しかし、あらゆるところが反対

しているけれども、木田課長は断固市町村に残してほしいということ。これは最終的に清瀬さんが納得なされたのですね。

【木田】 それは市町村教育委員会というものが、全く意図しないのでできあがっていたから、逆にそれができたわけです。あれを初めから作れと言われてたらみんな反対されたらできません。というのはあれ、怪我の功名か何か、あそこでできちゃっているものですからね、そこから少し緩めるだけですもの。私の自分の気に入るように緩めるという。いやなら緩めないと言うとそのまま残っちゃうわけでしょう。

【神田】 ですから、あの27年の1万の市町村にできた教育委員会がどんな仕事をしたのかというのが実は面白いのじゃないかという。だから実はねらったような、じゃないような仕事をなされたわけで。つまり規模が小さくて仕事ができないじゃないかだとか、組合の方は教員を監督するのじゃないかだとか、いろいろな議論があったけれども実際には違うような形で教育委員会が。

【木田】 何か教育委員会を作れというから、まああんまり金がかからないように、投票しないですむようにしろよとかで、格好だけつけて教育委員を置いたということでしょうね。何をしたいかはわからないのだから。まあ言われるように待っておりますわということじゃなかったのでしょうか。おそらく何もできませんわ。

【神田】 そうかもしれませんね。

【木田】 事実学校のことというのは、国が言われた通りにやっていたらいいという意識しかないわけです。ですから中学を作ることだけは必死にやってくれたわけです。それから後は手を挙げてじっとしていたということじゃないでしょうか。

【神田】 先生、実はその間に市町村合併が進みますね。この間に、29年から30年

代に約3分の1になっちゃいますよね。

【木田】 これは大きかった。その時にもう少し調査で調べてみていただきたいのは、中学校を組合立で作ったことが引き金になっているのです。

【神田】 それが町村合併の素地に重なって。

【木田】 これが町村合併の大きな引き金になっていると思います。ですから案外その意味では教育委員会は寄与しているのですよ。

【神田】 役割を果たしてきた。

【木田】 逆に、そこら辺は何かそういう問題意識で追いかけてくださる人がいないと出てこないのです。

【後藤】 それはやったら面白いですね。組合でなく郡単位で教育委員会ができたのが2、3ありますね。岐阜にもありますけど、あれはいつ頃ですか。

【木田】 鈴木さんが課長の頃だと思うから、昭和30年代の後半じゃないでしょうか。とってもいかんと、もう少し当初から大きくした方がいいという人だったから、大きくしようとするまでつけて旗振ったと思います。僕はその頃はもう離れていたからわかりません。鈴木勲さんが地方課長をやっている頃に、それを一生懸命奨励されたのじゃないかなと思いました。

やっぱり日本の自治というものが市町村という単位を基にやっていますから、それは難しいですよ。例えば今一番組合が大きいのは、ごみ処理などの清掃事業ですか。とてももう市町村ごとにかんと、何とか組合を作って大きくやらなければならない。このごみ処理ということだけなら、まだみんなが金出し合って何とか一緒に大きな焼却場を作りましょうということでも、学校というのはその点からいくともう少し日常性があるのですね。それでさらに学校の組合ならいいのですが、教育委員

会というもまたそれよりも他のことを。学校だけの組合ならできますが、その個々の市町村で教育行政をやらないと、まず戸籍からどうしていいかわからなくなると思うのです。

【後藤】 町議会などの答弁になりますと、本当に大変らしいですよ。

【木田】 ですからそういうことから考えると、自治体をもう少し大きくしなければいけない。

【梶山】 大正 10 年までは、郡があったのですね。

【木田】 郡がかなり、独立の機能をしていました。

【梶山】 教育史研究の立場からいいますと、郡役所がつぶされてしまってから郡のいろいろな大事な文書が見つかりにくいのですが、明治の 10 何年から大正 12 年ぐらいまでの間はほとんど郡役所、郡の学務の担当書記とかですが、その辺が大変大きな指揮系統でやっていたといえます。

【木田】 しかし現実にはその流れというのは私どもが戦後県へ行った時も続いておりましたね。地方事務局というのは郡単位にありまして、郡視学というのが結局地方事務所長というように名前を変えて、そして人事から何から全部郡ですから。

【梶山】 そうすると今の教育事務所という形で残っているわけですね。

【木田】 これは残っています。そして出納事務が全部その郡のところで行われています。例えば県のお金を支出するとか補助金を出すとか、そういうのが郡に行っているのです。それを県によってはまた古い郡の行政区画とは別に、束ねた地方事務所というのを作っていますから、昔の郡の通りでないかもしれません。

【梶山】 昔の郡の方が小さいですね。

【木田】 私の頃は、千葉はそこは昔の郡の通りだったと思いました。しかし最近は

だいぶ行政の合理化とか簡素化とかいろいろなことを言うものですから郡の範囲を広くして。それは一つは自動車の発達です。昔は自転車ですからね。

【後藤】 ありがとうございます。

【木田】 皆様の方で整理してくださって恐縮ですね。

【後藤】 大学もお蔭様で先生の話の聞かせていただくのはいろいろなメンバーがいるものですから、それぞれの立場で聞いていただけますから。

これ(木田宏資料集 1)を 100 冊作らせていただきまして、外へは出さないつもりでおります。もし先生がご入り用でしたら。

【木田】 ありがとうございます。

【後藤】 内部資料として学内で利用させていただきます。

【木田】 しかしどうでしょうかね、せっかく作っていただいたから。

【後藤】 もしご指示いただければそのようにします。

【木田】 国会図書館へ送りつけておいて。それと教育研究所。

【後藤】 研究所ですね、はい、わかりました。

【木田】 ありがとうございます。

(参加者)

岩田恵司・梶山雅史・神田光啓・木下康彦・小池正行・小林靖昌・近藤昌彦・中馬悟朗・藤田敬一・松川禮子・藤掛庄市・後藤忠彦・村瀬康一郎・加藤直樹